

## 養蚕畑作地帯における絹織物・桑園経営の展開

— 埼玉県大里郡新会村正田家を中心に —

高 梨 健 司

## はじめに

本稿の課題は、1900年代前後の埼玉県大里郡新会村正田家の蚕糸業経営の中で絹織物経営と桑園経営の実証分析を行うことである。<sup>(1)</sup>

正田家の明治期以降の農業経営を時期区分すると、「第1期」（松方デフレ期以前）は、藍玉と蚕種の生産を中心にして、副次的に桑園・養蚕・製糸・製織経営を行う時期である。「第2期」（松方デフレ期から日清戦争以前）は、繭と藍葉の生産を主軸として、桑園・製糸・製織経営を行う時期である。即ち、同期は、「農工分離」＝農産物加工業の喪失と原料農産物供給者化の過程である。「第3期」（明治20年代末～大正3年まで）は、藍業が後退し、養蚕業を主体として、普通農産物の地位が上昇する時期である。即ち、繭の生産を中心に桑葉、藍葉のほか、新たに百合根、蔬菜類、自給的農作物、絹織物（斜子、生絹、太織）などの生産拡大を行う多角的農業経営の時期である。「第1期」、「第2期」共に、正田家は生産者の性格が強く、手作経営を中心に農業経営を行っていたが、「第3期」には手作地と貸付地の割合は接近し、寄生地主的側面が強まる、という特徴をもつ。「第4期」（大正4年以降）は、正田家が明治末年から始まる利根川改修に伴って多くの耕地を手放したことにより、農業経営面積が半減した時期である。大正期に入って藍業が衰退し、正田家の農業経営は、養蚕業と普通農産物（特に蔬菜栽培）を両軸とする構造に収斂するようになる。

本稿の対象時期は、「第3期」と「第4期」（但し、大正4年のみ）にあたる。

本稿では、埼玉県諸郡、新会村の絹織物業及び桑園＝養蚕業の動向のほか、正田家製織の絹織物の生産構造・品種及び絹織物と桑葉の販売先や取引・決済方法などの究明を行うほか、村内上層農民の正田家は手作経営と貸付地経営を併営していることから、先の究明を通じて、手作経営と地主・小作関係及び村内外零細耕作農民との関連、換言すれば小作貧農層或いは零細耕作農民の再生産条件にまで踏み込んでその吟味を行うことにしたい。

## 1. 埼玉県の絹織物生産概況

明治初期の埼玉県絹織物生産は、生絹と生太織が支配的であった。上記の埼玉県二大絹織物は、東南部を除く県内一帯で製織され、就中榛沢郡を筆頭に児玉・秩父・入間諸郡では年間1万疋以上の産出量であった。<sup>(2)</sup> 埼玉県の絹織物生産地帯構造は、明治30年代に大きな変化が生じる。近世以遠より続く県内最大の絹織物＝生絹生産地の変動と太織縞の増加、優良糸を原料糸とする斜子・羽二重生産の興隆と急速な減退・衰微である。埼玉県の絹織物主産地・秩父地方では、幕末開港後、秩父絹＝糸好絹製織から生糸輸出へ転換が進む中で、明治前期まで秩父絹＝生絹が養蚕・製糸・織物の三工程未分離の一貫生産形態で、いざり機による農家副業生産として秩父各地で織られていたが、<sup>(3)</sup> 明治30年代に入り、秩父絹織物産地の再編成が大きく進む。明治33年には秩父郡産出の絹織物のうち、輸出不適の繭糸を使った「紬太織」＝秩父銘仙（秩父縞、無地太織、双子縞など）が第1位で、531,382円（125,920反）、次いで生産量は少ないが高価格の羽二重57,750円（825貫）で、秩父絹＝生絹は最も少なく36,701円（13,344反）であった。<sup>(4)</sup> 明治30年代に秩父地方の絹織物の主製品は、白無地の生絹から先染めの柄物である銘仙へ大きく転換し、同郡が県内最大の紬太織生産地（明治36年に埼玉県紬太織生産高の約6割、明治43年には約9割を秩父郡が占める）となる。秩父銘仙は、別名「鬼秩父」といわれ、染色堅牢、地質強靱であったことから、全国的に人気を集めるようになったのである。秩父銘仙の発展を支えたのは、高機の普及と専業機屋の出現であった。入間郡は平絹＝生絹（及び絹綿交織物）特産地となり、明治初期に生絹産出高トップにあった大里郡（榛沢郡ほか3郡統合）はその地位（質量共に）を大きく後退させる。<sup>(5)</sup> 斜子と羽二重は、産地として入間郡の独壇場であったが、明治31、32年をピークとして大幅な減産となり、埼玉県絹織物業は、「紬太織類」と「平絹類」が二大製織品となる。

## 2. 新会村の絹織物生産動向

新会村（現・深谷市）は、明治23年の町村制施行に伴って、榛沢郡下の高島村、新戒村、成塚村三ヶ村が合併してできた村である。同村は利根川中流部右岸の自然堤防上にあり、水田皆無の畑作村であった。蚕糸業と藍業を中心に商品生産が進み、特に蚕糸業においては、幕末開港後、蚕種業＝輸出向製種経営が発展する。しかし、明治10年代前半に蚕種輸出が急激する一方で、生糸輸出の増加と国内製糸業の発達に対応して、製種経営から糸繭養蚕経営へ転換するようになる。養蚕農家にとって、絹織物業は、製種業や糸繭養蚕業から派生した農間副業の地位にあった。『武蔵国郡村誌』によれば、明治初年の新会村旧三村の絹織物産出高は、高島

村が生絹20疋、太織20疋、新戒村が生絹45疋、太織65疋、成塚村が生絹30疋、太織37疋である。<sup>(6)</sup> 三ヶ村合計生絹95疋、太織122疋にとどまる。金額にして合わせて600円足らずであり、1戸平均0.5疋生産にすぎない。その後、新会村の絹織物生産規模は、明治30年代初頭まで大きな変化もなく、推移していた。

明治33年における新会村の絹織物生産は、497反(1,180円)で、この内「斜子類」12反(108円)、京都では平御召と呼ばれる「糸織類」15反(68円)、「紬太織類」50反(80円)、「平絹類」420反(924円)である。<sup>(7)</sup> 「平絹類」が生産高の85%、生産額の78%を占める。上記絹織物の反当り平均価額は、斜子が1反9円、糸織が1反4円53銭余、平絹が1反2円20銭、紬太織が1反1円60銭である。この価格序列は、斜子→糸織→平絹→紬太織の順になる。主に絹織物原糸の品質・重量＝価格差に基づいて、高級絹織物の斜子は新会村産出の主要絹織物である平絹の約4倍、糸織は平絹の約2倍の格差が生じていた。新会村産出の4種類の絹織物の中で最低価格の紬太織は、同年の秩父郡産出の紬太織(＝銘仙)が反当り平均4円21銭余であることから、後述する手織機＝いざり機による製織にかかる生太織と略推定してよいであろう。明治30年代初頭に、新会村では明治初期同様に、半製品の生絹・生太織中心の製織構造を堅持するが、僅かながら新たな絹織物として斜子、糸織の製織が加わる。新会村において斜子、糸織の製織がいつから行われたかは不明であるが、正田家では養蚕技術の改善と精良な絹織物原料に適した白繭種主体の糸繭養蚕経営の拡大を図った企業勃興期から斜子製織を開始する。大里郡全体では、「平絹」製織がさらに突出し、その生産高・額(149,364反・238,982円)は95%前後を占める。大里郡の「斜子」製織は僅かに167反にとどまる。<sup>(8)</sup> 新会村の明治33年機業戸数58戸(手織機58台、織工・女63人)、このうち「絹織」戸数35戸(手織機35台、織工・女35人)、「太織」戸数23戸(手織機23台、織工・女28人)である。<sup>(9)</sup> 新会村の機業戸数1戸当りの平均生産規模は、約4疋である。同年正田家の製織規模は3.5倍の14疋である。正田家は「家内工業」＝独立小生産者としては、村内において上層に位置しよう。新会村の機業戸数58戸は、同村の現住戸数513戸、農業戸数451戸(内訳：専業398戸、兼業53戸)、養蚕戸数(春蚕)438戸、製糸戸数248戸に較べて、極めて少ない。新会村民の極一部が、絹織物製造に従事していたにすぎないことになる。

しかし、新会村が伊勢崎機業＝賃機圏の中に組織化される明治30年代後半以降、機業戸数の増加と織賃の上昇がみられるようになる。新会村では明治37年頃から「半機足」(バツタン)を用いて伊勢崎機業の賃機流行し、中農以下の婦女子は殆どこれに従事するに至る。<sup>(10)</sup> 織賃は多いときには1疋1円50銭にも及び、熟練者が2日にて1疋を仕上げるとすれば、男子労賃を優に凌ぐほどであった。その後明治末年に至り、「工賃」＝織賃は頗る下落し、半額以下になるが、農家副業としては収入の上で良いほうであったという。そのため大正初年には製糸戸数＝

「糸挽ノ業ハ微々タルニ至レリ」、逆に機業戸数は224戸、機数415台に増加する。明治30年代初頭から短期間のうちに機業戸数で4倍弱、織機台数で7倍強、機業戸数1戸当り平均1台から2台近くに急増する。大正2年に新会村の農業戸数は368戸、この内自作農113戸、自小作農141戸、小作農114戸である。新会村農業戸数の6割、自小作農及び小作農の9割近くが、農家副業として賃織業を営んでいたことになる。

賃織のほかに村内より絹織物（数量不明）6,000円を産出する。この金額は明治初年の10倍、明治33年の5倍にのぼる。明治42年度末に、新会村において「工業ト称スヘキモノノ小規模ノ機業一戸アリ」、<sup>(11)</sup> 即ち「絹織物製造」業者が僅かながら1戸存在していたことが判明する。この「絹織物製造」業者の産額が不明のため、断定することはできないが、先の絹織物価格6,000円はこの製造家の製織にかかるところが比較的大きいものと考えられる。その後、この織物金額は急速に下降に向かい、大正9年に至り漸く凌駕することになる。この点後述。明治42年に新会村には製織「工場」はなく、また大里郡下に「織元」も存在しないことから、上記の「絹織物製造」家は「家内工業」の部類に入ると推定してよいであろう。従って、新会村の絹織物業の生産形態は、村外織元－村内賃織関係の展開が支配的であったといえよう。新会村は、伊勢崎機業等の賃機圏に組み込まれることで、急激に「賃織業」の拡大が進むことになったのである。

大正中期の新会村産出の絹織物数量・金額が不十分ながらわかる。大正4年675疋（2,700円）、5年591疋（3,200円）、6年620疋（3,500円）、7年600疋（4,500円）、8年600疋（5,700円）、9年1,148疋（8,440円）、10年600疋（4,800円）である。<sup>(12)</sup> 生産品種は特定できない。大正中期において、9年が1千疋を越す突出した生産高を示すが、押し並べて600疋前後を産出する。明治33年当時と較べると、2.5倍前後の生産増加となる。絹織物市場価格の変動は激しく、大正4年の1疋当り平均4円を底値として漸増し、8年には1疋当り平均9円50銭まで上昇して、ピークを迎える。同期間に2倍以上の価格騰貴である。大正9年の1千疋以上の製織は、前年の相場急騰を承けてのことであろう。景気の隆替を反映して、絹織物市場の相場変動と新会村産出の絹織物数量（・金額）を考慮すると、先の「絹織物製造」家及び新会村絹織物業が順調に発展を遂げたとは想定しにくい。

大正4、5年の新会村の絹織物（平絹・太織）製造費（反当り）が判明する。まず大正4年において、平絹、太織の製造費（反当り）は、「糸代」が平絹・太織共1円20銭、「職工費」＝織賃が平絹20銭・太織25銭、合計平絹1円40銭・太織1円45銭である。<sup>(13)</sup> 製造費は「糸代」と「職工費」のみであり、このうち両絹織物の「糸代」に差はないが、織賃では太織のほうが5銭高い。絹織物の「売却代」が平絹1円50銭・太織1円55銭、「差引純益」が平絹・太織共10銭である。両絹織物の売却価格は僅かに5銭の差を生じているにすぎず、利益は同額である。

翌大正5年には、平絹・太織の製造費（反当り）は、「糸代」が平絹2円40銭・太織2円30銭、「職工費」＝織賃が平絹70銭・太織80銭、「糸返代」が平絹・太織共50銭、それに「雑費」が平絹・太織共10銭、合計平絹・太織共3円70銭である。前年製造費と著しい相違は、「糸代」が2倍、「職工費」が3倍以上に増加し、また新たに「糸返代」と「雑費」がみられることである。両年共、「練染代」、「糊附整理代」がないことから、新会村産出のこの絹織物は生絹織物、生太織であるといえよう。絹織物の「売却代」が平絹4円30銭・太織4円50銭、「差引純益」平絹60銭・太織80銭である。製造費は前年比2.9倍に増大するが、売却価格が2.6倍増加するため、利益は前年の6～8倍に拡大する。両絹織物価格の上昇が、織物製織準備工程の一つである「糸返代」等の支出を可能にしたのであろう。『埼玉県統計書』中の絹織物製造費調査から、特に織賃の動向をみると、大里郡の場合、平絹と太織の「職工費」（反当り）は、それぞれ明治38年に19銭・14銭、41・43年共に20銭・15銭で推移し、大正期に入りそれぞれ大正2年に23銭・20銭、4年25銭・25銭、5年28銭・25銭に上昇する。明治末期の織賃停滞と大正初年の織賃上昇、就中大正5年に新会村の織賃高騰が特徴的である。

「第3期」における正田家製出の絹織物（自家用分を除く<sup>(4)</sup> -以下同）の特徴は、従来の生絹製織が後退し、斜子と太織の二種類に略限られることである。新たに玉斜子、太織瓦斯、それに大正期に入ると縮緬の製織も一部みられるようになる。正田家の生絹＝平絹生産の大幅な後退と消滅、斜子生産の拡大・恒常化が著しい特色である。次に、正田家製織の絹織物について、品種毎に具体的に検討することにしよう。

### 3. 正田家の絹織物製織経営

#### (1) 生絹

生絹とは、広義には未だ練りを施さぬ生のままの絹織物の総称である。即ち、生織物と同じ。狭義には、生の儘にて平織にした、稍劣る絹織物をいう。<sup>(4)</sup> 経・緯糸共に普通の生糸を用いたり、経糸に生糸、緯糸に玉糸を織込んだものや、経・緯糸共に玉糸を使用したものなどがある。その糸遣いの如何により、糸好絹・曾代絹・散好絹・小節絹・玉絹その他の名称がある。裏地染を主とし、その他小紋・更紗・絞染等の生地を使用し、精練の上染色・加工を行う。埼玉・群馬・福島・岐阜・石川・富山・新潟等の諸県より産出する。

生絹は秩父郡内の生産が最も古く、その起源を中世以前に溯り、次第に秩父周辺地域に普及し、明治末年の埼玉県内において生絹主産地は、越生、小川、飯能、寄居、深谷等である。<sup>(4)</sup> 品質優れた糸好絹は、特に越生、飯能、小川、熊谷地方にて生産され、中でも越生が主要産地であった。深谷・本庄方面においては節絹相中と称し、太織に類する糸を使用する。生絹は、

従前に較べ漸次重目物となる傾向があり、概して70、80匁付のものが多数を占める。生絹は従来農家の副業として概ね自製の繭糸をもって製織し、専門家は極めて少なく、副業者100戸に対して4、5戸の割合にすぎないという。越生、小川、飯能の生絹販売先は、東京・京都方面が7～9割を占め、その他に名古屋、大阪、高崎などに販出される。深谷の生絹はその5割を高崎へ、3割5分を東京、1割5分を関西に仕向けられる。

正田家の生絹生産は、僅かに明治29、36両年にそれぞれ4疋と1疋を製織するにすぎない。<sup>(97)</sup> 明治29年は、正田家が繭相場の不振から、養蚕目的を従来の生糸原料(=繭)生産=売却に代えて、絹織物原糸即ち生糸製造への転換と製織規模の拡大を図った年であり、正田家の蚕糸業経営において特異な年にあたる。明治36年は、養蚕規模を増加した年である。これまで正田家の生絹製織量は、最大10疋(明治13年)、最少でも4疋(明治23年)であった。「第3期」は、正田家の製織経営の上で転換期を迎えていたのである。

正田家において養蚕技術の向上による生絹用原料=小繭・中繭等の減少が生絹製織の消失に向かった一因と考えられるが、その他には就中絹織物市場の動向を考慮しなければならないであろう。明治23年に、裏地(稀に上着)に用いる生絹と羽織・長着の表・夜具等に使用する太織の価格は、児玉外2郡では生絹1疋2円30～40銭、生太織1疋1円70～80銭が「平均売買直段」であり、大里外3郡においては生絹1疋2円50銭、生太織1疋2円10銭が「通常平均価格」であった。<sup>(98)</sup> 生絹と生太織の価格には、1疋当たり40銭～60銭前後の開差が生じている。これに対して、正田家の場合、生絹と太織の販売価格は明治13年当時より太織の方が高く、同年1疋当たり40銭余の格差があった。その後両絹織物価格が低下する中で、明治23年には16銭余に価格差が縮小(生絹1疋平均1円95銭余、太織1疋平均2円12銭)する。明治28年に太織1疋平均3円18銭に達し、明治13～16年の太織価格に近付くが、翌29年には太織1疋平均2円65銭～85銭(平均2円72銭4厘)へ15%前後下落する中で、太織・生絹両絹織物価格差は生絹価格の低迷の結果、1疋当たり31銭余に拡大する。明治29年は、正田家が生糸製造を増加した年である。明治29年に両絹織物の価格差が拡大するにも係わらず、正田家が生絹生産を行ったのは、拡大した自家製生糸の処理のためであると同時に、生絹の市場価格の停滞が、明治23年と変わらぬ生絹4疋の生産に止めたともいえよう。その後産繭規模の増加した明治36年を除き、史料上正田家の生絹製織は姿を消すことになる。

明治36年の正田家製出の生絹1疋の価格は、斜子との合計金額を計上しているため明らかではないが、生絹と太織の価格差が拡大=生絹価格の停滞する中であって、仮令自家製糸・自家製織によるとしても、正田家にとって生絹生産が必ずしも有利とはいえない状況にあったことは否定できないであろう。賃挽製糸、賃機製織では、なお一層不利益を被ることが予想されよう。明治38年の『埼玉県統計書』の中で、横浜、東京、京都を主な仕向地とする平絹=生絹製

織経営について「景況稍佳ナルモ如何セン原料高価ノ為メ業務不振ノ状況ナリ」と記している。「原料高価」は、製造費のうち「糸代」が1反当り2円を超える入間、比企、秩父各郡については妥当するが、それが1円台半ば及びそれ以下の児玉、大里両郡については懸隔が生じている。同年の埼玉県内において大里郡の平絹「糸代」（1円35銭）が最も安いながら、売却代金が管内最低（1反1円70銭）であるため、平絹製造利益（反当り）が県平均「一二銭一厘」であるのに対し、大里郡は僅か「二銭」にすぎない。<sup>(19)</sup> 大里郡の平絹売却代金に占める「糸代」の割合は8割に達し、管内最高である。平絹価格の低さに加えて、原料割高なことが利益を圧縮していたことになる。またこの大里郡平絹製造利益（反当り）は、同郡の太織製造利益（1反当り4銭5厘）に較べても遙かに劣る。管内の平絹製織業が「業務不振」である中で、大里郡のそれが殊の外不振を極めていたことは、正田家の生絹生産消失の物理的根拠を示すといえよう。

正田家の生絹売却先は、深谷町と村内の糸絹商（梅沢直次郎、忠二郎など）である。

正田家の生絹取引単位は、明治29、36両年において1～2疋であった。両年合わせて4回の取引のうち、1疋が3回、2疋が1回である。生絹1疋の零細取引が大部分であった。生絹5疋の取引のうち、3疋が深谷町の糸絹商との取引である。明治36年には、生絹1疋と斜子3疋を代金48円にて、12月4日に村内の糸絹商に売渡した際に、内金として30円を受取り、残金18円は10日後の12月14日に清算するという信用取引であった。金額の高んだこの場合を除くと、生絹取引はすべて現金取引である。

生絹の売却時期は、9～12月に集中しており、自家製織による農間副業である。

## (2) 太織

太織とは、銘仙・紬等の如き太き練絹糸にて織りたるものを概称し、多くは経に玉糸、緯に熨斗糸を用い、平織に組織した厚き地合のものである。経緯には精練しない生糸を用いたものを生太織と称す。<sup>(20)</sup>

埼玉県の太織生産は、当初半製品の生太織が大半であった。<sup>(21)</sup> 明治25年においては、生太織（31,004反）は縞太織（15,962反）の約2倍の産出量であったが、縞太織＝完成品の単価（1反当り平均価格）は、逆に生太織＝半製品の2.3倍にのぼった。<sup>(22)</sup> 秩父地方におけるように生絹から太織、無地から柄物への転換が進み、先進地桐生町から職人を招聘して、縞物技術の向上を図った結果といえよう。<sup>(23)</sup> 秩父機業地の品種構造は、明治23年に生絹39%、太織44%であったが、明治34年には太織が82%を占めるに至る。<sup>(24)</sup> 生産形態は、高機の普及や専業機屋の出現のほか、出機業者・賃織業者、染色業者も発生し、生産構造の分化・多様化が進む。入間地方は、明治34年に10万反を越す太織を産出し、秩父地方と肩を並べる。秩父・入間地方は、太織

主産地として双璧をなす。その後、明治末年にかけて入間地方は太織生産を減少させていくのに対し、秩父地方の太織生産は拡大の一途をたどり、太織を特産品とする県下一大中心地となる。大里・児玉・比企地方の太織生産は、秩父・入間地方に比べ低調で、10分の1以下にすぎない。両地方では、生産形態、技術力などの格差を伴う太織品種を異にする。即ち、主に秩父・入間地方の縞太織・銘仙（＝完成品）、大里・児玉・比企地方の生太織（＝半成品）という太織産出地域が分化する方向を辿ったのである。大里郡地方の太織1疋の価格は、明治38年に3円で、県内において最も低額であった。<sup>(65)</sup> 秩父郡の太織1疋7円40銭、入間郡の太織1疋6円に比べ、半額若しくはそれ以下である。1疋4円を超す比企・児玉郡の太織価格と比較しても、大きく下回る。正田家製の明治38年の太織価格は、熨斗糸と合算した金額表示のため明らかにしえないが、明治36年（正田家の太織1疋平均価格3円60銭）と比較すると、上記大里郡の太織価格よりも若干高く、35年（正田家太織1疋平均価格3円5銭）とは殆ど変わらない状態にあった。

正田家の太織生産（自家用分を除く）は、明治28年5疋、<sup>(66)</sup> 29年5疋、30年1疋、31年6疋（太織瓦斯1疋を含む）、32年6疋、33年8疋、34年2疋、35年ゼロ<sup>(67)</sup>、36年5疋、38年1疋半、大正2年5疋、4年6疋である。<sup>(68)</sup> 年により養蚕＝掃立・収繭規模等が異なるため一定しないが、正田家の製織規模は大凡通年太織5～6疋生産であった。正田家製の太織の売却時期は、10～12月を中心に9月から翌年4月に及ぶ農間、農閑期であり、手織機による自家製織＝副業的手工業生産である。<sup>(69)</sup>

明治28年より大正4年まで（史料上前記太織生産年度のうち、賃掛の記録がない明治29、31、36年を除く）各年真綿掛け手間代を各年1～2名宛、即ち正田セキ、倉上シマ・フサ・作次郎、白石長、持田重太郎母などへ支払っており、正田家は真綿掛に関しては、村内零細・貧農層の婦女子に依頼することが多かった。糸撚りについては、大正2年2月22日に「ヨリ賃」（綾糸25匁）47銭、同年11月29日に「糸ヨリチン」56銭を支払うのみである。正田家は、この賃掛人の中で特に倉上家へ略連年真綿賃掛に出している。このほか、正田家は倉上作次郎に生糸・絹織物、桑葉（仲介を含む）、牛蒡などを売渡すほか、時貸を行ったり、大正期に入ると「アンマ料」（20銭）を支払うなど、生産と生活両面に亘る緊密な関係にあった。また、「西ノセキ」が正田セキとすれば、同人は「第1期」～「第3期」（明治32年まで）を通じて、正田家の真綿賃掛人であった。真綿賃掛は、地主・小作関係を基盤に村内零細・貧農層を組み込んで展開する。真綿掛賃は、明治28年73銭（内57銭・真綿190目）、30年64銭（内21銭・真綿70目）、32年45銭（内30銭・真綿100目）、33年35銭（真綿120目）、34年53銭8厘、35年13銭5厘、38年34銭、大正2年50銭、4年77銭である。この賃掛率は、明治28年より33年まで（一明治34年以降不明）<sup>(70)</sup> 各年1名宛「三十割」であったことが分かる。即ち、真綿100目当たり30銭である。太織5～6疋生産で、真綿賃掛量100～200目台といったところであろう。正田家は、賃掛人1

人当り最多190目、最少70目（若しくは50目）、大凡100目内外の真綿量を賃掛に出していた。この賃掛量は、太織（1疋100目と仮定して）に使用する原料＝真綿の10～40乃至50%、多い年には70乃至80%（稀に100%）を占めていたと思われる。

正田家売却の太織価格（＝販売年度）は、明治30年代から大正初めにかけて、1疋平均3円台で推移する。太織瓦斯は、太織の約3割減の価格である。正田家において最大の太織製織年であり、またこの期間に太織最高価格水準にあった明治33年の太織1疋平均価格3円74銭余は、<sup>(31)</sup> 明治13年の太織1疋平均価格（3円98銭余）を下回る。「大体価格ノ基礎トスルハ原料即チ繭ノ原価ヨリ六割乃至七、八割ヲ掛ケ之ヲ織出元ノ価格トスルモノニシテ其割掛ハ単ニ工錢ヲ得ル迄ナレバナリ」<sup>(32)</sup> といわれていた。当地方は「家内工業」中心で、地機製織段階<sup>(33)</sup>の半製品＝生太織の低価格は、低繭価に規定された原料安の反映といえよう。

正田家の太織売却先は、大部分が村内の糸絹商（梅沢直次郎、荒木勘助、久保田治三郎、倉上作次郎、久保田角二郎、横田屋、岡野元太郎、丸岡喜太郎、増田賢二など）であり、一部大寄村の糸絹商（塚越某）である。在方小商人＝糸絹商の資力に応じて、取引金額の少ない太織は、生絹同様殆ど現金取引であった。

正田家の太織取引単位は、明治28年より大正4年まで、1反～4疋である。同期間内35回の取引のうち1反が1回、1疋22回、2疋9回、3疋2回、4疋1回である。太織1疋の取引が最多で、全取引回数の3分の2近くを占めており、次いで2疋取引が4分の1を占め、両者で全体の9割近くに達する。

### (3) 斜子

主に中流以上の羽織地、着尺地に供される斜子は、京斜子・武州斜子・桐生斜子が有名で、その他に信州・更級・岐阜川島・越後五泉等からも産出をみる。<sup>(34)</sup> 就中武州産斜子は、川越斜子・飯能斜子と称し、最も多量且つ重目の精良品を産出する名産地にあげられる。斜子は、「普通幅一尺、長さ六丈、重量百三十乃至二百五十匁」<sup>(35)</sup> である。斜子の主産地は、埼玉県を筆頭にして、東京、石川と続く。明治43年に斜子の全国総産額851,102円、このうち埼玉238,559円、東京184,166円、石川139,945円である。<sup>(36)</sup> 埼玉県は、斜子生産総額の28%を占めていた。

明治23年に埼玉県内において、斜子は、入間郡（高麗郡を含む）のみで27,045反（94,395円）を生産し、その他諸郡の斜子生産は合わせても22反（88円）にすぎない。<sup>(37)</sup> 入間地方を県内の斜子主産地とする状態はその後も続き、大里・児玉・比企・北葛飾・南埼玉各郡は、数百反から数十反の製織にとどまる。北足立郡は、突如明治37、38年に斜子千反を超す生産を行うが、その後統計上から姿を消す。入間地方産出の斜子は、飯能町を集散地として主に京都や東京方

面に移出された。

優良生糸を原糸とする斜子生産は、埼玉県においては明治31年の93,130反（605,390円）をピークとして、下降・停滞を続ける。「塩瀬其他の羽二重織の為に次第に其利用を減縮せられ…従って其産額の如きも年々減退の傾向を示」<sup>(38)</sup>すようになる。斜子の減産は、主に羽二重との競合に敗れた結果であった。埼玉県の高級絹織物生産の発展・定着は、みられなかった。斜子同様優良生糸を原糸とする羽二重は、埼玉県においてその生産縮小が殊に著しい。羽二重の主産地＝福井・石川両県が、原動機の導入・力織機の使用によって、工場制工業へ一挙に転換してゆくのに対し、埼玉県ではこの新興機業地に圧迫を受けながらも旧来の生産構造、即ち手織機主体の間屋制前貸生産形態に固執したことが衰退要因として挙げられている。<sup>(39)</sup>羽二重主産地の突出した発展は、斜子の製品競合と羽二重の産地間競争を生じ、埼玉県において斜子・羽二重いずれも（特に後者）衰退に向かう。長野県諏訪郡製糸家を中心とする埼玉県域の上繭＝生糸原料の大量購入が、安価な製織原料＝生糸の確保を困難にしたことも斜子（及び羽二重）生産の縮小に向かわせた一因であろう。埼玉県域、中でも諏訪郡製糸家進出の本拠地となった熊谷・深谷を含む大里郡において、羽二重・斜子の原料糸の価格はかなり割高であった。明治38年に羽二重製造費の中で大部分を占める「糸代」は大里郡が最高であり、1疋当り25円20銭にのぼり、埼玉県平均（同23円61銭5厘）及び入間・北埼玉両郡（同23円90銭、21円75銭）いずれをも大きく上回る。<sup>(40)</sup>高原価＝糸価のため大里郡の羽二重「純益」は、管内で最低水準（1疋当り6銭）にあった。<sup>(41)</sup>太織と平絹の「糸代」は、大里郡が最も安価であったことと対照的である。大里郡の羽二重の売却代金（1疋27円22銭）は、略「全管平均」に等しく、入間郡と北埼玉郡のその中間にある。県内に展開する県外より進出の大規模器械製糸場を中心とする優良繭の大量買付けに伴い上繭不足が生じる中で、高値繭糸の購入を余儀なくされる一方で、上繭＝優良繭以外の繭、即ち玉繭・小繭・下等繭等は、在地で十分賄える程残存していた結果といえよう。

正田家の斜子生産（自家用分を除く）は、明治29年3疋、30年1疋、31年2疋、32年3疋、33年3疋、34年6疋、35年2疋（玉斜子1反を含む）、36年3疋半、38年2疋、大正2年2疋である。この売却を目的とした斜子生産疋数は、上記期間に1～6疋と差はあるが、大凡各年2、3疋の生産規模にとどまる。正田家太織生産量の半分又はそれ以下である。明治33年に新会村では、斜子の生産は12反<sup>(42)</sup>にすぎず、この数値に誤りがないとすれば、この内正田家のみで半分に製織したことになる。正田家が明治29年に太織5疋と生絹4疋の製出に加えて、斜子製織がそれまでの1疋乃至2疋から3疋に増大するのは、同年に繭相場の不振から繭での売却を取り止め、生糸の製造に切り換えたことに伴い、絹織物原料に余裕が生じたことに由来しよう。しかも斜子価格は、1.55倍（対明治25年斜子価格比）に上昇していた。繭相場の不振と

斜子価格の上昇を背景にした産繭の製織原料化に伴う製織規模の拡大である。明治34年に通年の2～3倍という斜子6疋生産は、正田家において突出した製織量を示すが、この原系に関しては、主に村内の糸絹商乃至養蚕(=製糸)農民よりの購入に基づく。正田家は、同年6月28日に持田浪太郎より繭7貫目(代金20円25銭)、7月23日に正田マツより生糸220目(代金8円)をそれぞれ買入れ、また11月8日に糸絹商=伊丹菊松へ斜子2疋を売却した代金の一部9円を生糸250目にて受取る。これらの繭、生糸は売却した様子はないことから、斜子製織用に使用(原料生糸3～4疋分に相当)したとすれば、明治34年の自家製原系による斜子製織は、通年と同様3疋乃至2疋となる。その他の年にも、正田家において斜子原系の一部に使用したと推定される少量の生糸購入が散見する。明治34年は太織製織がなく、農間副業として太織に代わる斜子製織の拡大に向かったことになる。

正田家の斜子製織に関しては、明治36年11月に村内婦女子=河田せいに斜子3疋を製織に出し、「手間料」として2円50銭を支払うほかは賃機はなく、すべて自家製織である。大正4年に正田家の絹織物売却は、史料上太織に限られるが、同年1月10日と2月27日に縮緬(自家用)織賃として、村内婦女子1名=木村むらに2円、3円(=「五反分」)合わせて5円を支出する。正田家の賃機=織賃に関しては、明治30年の生絹反当り25銭、同36年斜子反当り平均41銭余、大正4年縮緬反当り60銭であった。絹織物種類と時期を異にするため単純に比較することはできないが、高級絹織物の織賃は高い傾向にあるといえよう。例えば、明治38年『埼玉県統計書』によれば、同年「全管平均」の「職工費」=織賃は、羽二重が反当り79.15銭、平絹反当り34.4銭、太織反当り26.7銭であり、因みに白木綿は反当り6.8銭にすぎない。

正田家製出の斜子1疋の重量は、同家史料上明らかな限り、265目・300目・320目・380目に分散するが、300目前後を最多とし、明治38年のみ最重目の380目であった。重量130～250匁を普通とする斜子の中で、正田家製織の斜子は、重目物の川越斜子・飯能斜子と同系列であるといえよう。正田家製織の絹織物のうち、量目表示は斜子だけであり、生絹(明治13年を除く)・太織取引には表示されていない。斜子は優良生糸を原料とすることから、「百匁値段」(=建相場)即ち重量取引が一般的であったことに基づくものと考えられる。

正田家において斜子の取引単位は、明治19年より大正2年まで1反～3疋である。同期間内28回の取引のうち、1反が8回、1疋15回、1疋半1回、2疋3回、3疋1回である。斜子1疋の取引が最多で、過半の53.6%を占め、次いで1反取引28.6%と続き、両者で全体の8割を越える。零細糸絹商との小取引が大部分を占めていた。斜子・太織共最大の取引単位(3～4疋)は、いずれも明治36年である。同年は、明治33、29年に続いて製織規模が拡大した年である。

正田家製織の斜子の売却時期は、10～12月を中心に翌年4月まで及んでおり、農閑期の手織

機による副業的手工業生産である。

明治29年の斜子1疋平均価格13円20銭は、明治19年（斜子1疋平均6円65銭）に比べ1.98倍、同25年（斜子1疋8円50銭）に較べても1.55倍の価格上昇であった。正田家は、直接的にはこの価格上昇を誘因として、斜子生産の拡大を恒常的に押し進める。明治38年に正田家製織の斜子が最重量（380目）であったため、その売却価格は23円33銭という高価格であったが、この年を除くといずれも斜子1疋10円台で推移する。斜子は重量取引であることから、重目を考慮した斜子の価格変動を見ると、明治29年から38年までの7年間（但し、重量不明の明治32、36年を除く）に、正田家では斜子300目当り明治33年の18円66銭をピークとして下降し、同38年に18円41銭余に再上昇する。埼玉県産出の斜子価格は、明治32年にピーク（1疋20円98銭余、入間郡産出の斜子1疋21円余）を迎えており一生産量のピークは明治31年一、<sup>(43)</sup> 正田家の場合と略合致する。正田家の製織の斜子は、価格の点から入間地方産出の川越斜子・飯能斜子に劣らぬ精良品であったことを裏付ける。明治35年に正田家製出の玉斜子1反一玉繭糸を原料生糸に使用したと思われる一の売却価格4円75銭は、同年売却の斜子（原料生糸＝優良糸）の略半額であった。斜子製織に使用した原料生糸の違いが、そのまま価格差に反映していたとみてよいであろう。<sup>(44)</sup>

正田家の斜子販売先は、大部分が村内の糸絹商（梅沢直次郎、梅沢直太郎、倉上作次郎、久保田治三郎、伊丹菊松、久保田四郎次、飯島忠太郎、岡野元太郎、増田賢二、西田伝七、川岸作一郎、など）であり、一部に深谷町の糸絹商<sup>(45)</sup>を含む。大正期に入ると、羽生町の糸絹商（柳守太郎）も現れる。明治29年一斜子生産継続開始の年一と同33年両年は、斜子販売世話人各1名がおり、それ以外は糸絹商との直接取引である。正田家は、明治29年にこの世話人（梅沢直次郎一買主不明）に「手数料」として30銭を支払う。この「手数料」金額は、斜子売却代金の凡そ2%に相当する。斜子売却世話人・梅沢直次郎（下高島）は、正田家より明治29年に少量のホクソ・屑繭を購入する零細糸繭商であり、また同家より明治33年より36年にかけて毎年生絹・太織・斜子を買入れており、正田家とは絹織物取引先として結び付きの比較的強い、字内の糸絹商でもある。同人は、大正2年に村内の糸繭商・金子利平と共に、正田家から春蚕生繭52貫20目（代金223円68銭）を購入する蚕繭主要取引先の1人として現れる。<sup>(46)</sup> 明治33年に世話人・久保田角太郎を介して斜子1疋を買入れた西田伝七は、明治37年に正田家小作人であった。同人はまた、明治36年3月2日に桑苗市平25本（代金21銭2厘5毛）を正田家より購入する。零細糸絹商＝貧農が、正田家との取引を通じて地主・小作関係を結ぶ契機となったのであろうか、或いは既に正田家小作人であったのであろうか。正田家の真綿質掛人であり、後述する桑葉買入人（・桑売世話人）でもある倉上作次郎は、明治31、32両年に村内糸絹商・久保田治三郎（字高島）と共に、正田家の斜子・太織取引相手（「乗合」）であった。また明治32

年秋に倉上(作)は、単独で生糸175目(代金10円20銭)を正田家より仕入れる零細糸繭商でもった。しかも、同人は、明治31、32両年に正田家より「時貸」として、それぞれ1円50銭、2円、また明治32年6月29日に50円の融資を受けている。

斜子取引は、殆ど現金取引であったが、正田家の斜子製織最大の年である明治34年に信用取引が多発する。明治29、35、36年にも、斜子信用取引が一部生起している。零細糸絹商にとって、絹織物の中で金額の嵩む斜子取引は、太織等に較べ斜子生産者＝正田家からの信用供与に依存する度合いが高いといえよう。斜子の信用取引は、代金のうち約3割から6、7割にあたる内金を支払い、その後1ヶ月以内に、即ち月末までの10～20日程以内に残金を払っていた。斜子代金のうち、内金を現物で支払う場合もあった。明治34年に深谷の村田留吉(木炭商)<sup>(47)</sup>に斜子1疋(代金16円)を売却した際に、同人は内金10円として現金20銭のほかに「カマス開」、「可らしの粉二合」で支払う。また斜子代金の残金を現物で支払う場合もあった。明治34年に村内の伊丹菊松に斜子2疋(代金28円50銭)、梅沢直次郎に斜子1疋(代金14円)をそれぞれ売渡した時に、両名はそれぞれ残金の9円と5円50銭に相当する生糸(250目)、更紗(1疋)で精算する。

以上、正田家の絹織物業の分析を通じて、当地方においては、機業における「家内工業」＝独立小生産者から、新たな生産形態即ち「織元」＝問屋制前貸形態の賃機拡大(さらに工場生産)に向かう余地は、少なかったであろう。<sup>(48)</sup>既に述べたように当地方が伊勢崎等の機業圏に包摂されることによる賃織人の確保の困難さや織賃の上昇、縞太織・銘仙と生太織の盛衰、生糸原料の供給地化＝諏訪製糸家等による大量の原料繭購入に伴って生ずる高糸価や斜子製織地間の競争に加え、斜子と競合する羽二重の生産増加(主産地＝福井・石川両県中心)によって斜子生産が圧迫を受けたことなどから、正田家においては機業における商人的側面＝問屋制家内工業の拡大の余地はおろか、「家内工業」＝独立小生産者として細やかな農間副業＝現金収入源を確保するのが精一杯であった、といったところが実状であろう。従って、正田家は自家産繭を中心に各種絹織物の自家製織を行い、一部に絹織物製造工程即ち糸挽き、真綿掛け、糸撚り、機織各工程を問屋制前貸形態にて、村内貧農層を用いて組織・構成するにとどまる。しかしながら、正田家生産の絹織物の中で最も製出量が多い、太織用原料に使用する玉繭・屑繭の真綿製造＝太織原糸製造の基礎工程に関しては、地主・小作関係を基盤としていることが多かったようである。

正田家の蚕糸業生産物、即ち繭・生糸・絹織物の販売先を総括し、改めてその特徴を指摘することにしよう。

1) 正田家の絹織物の売却先は、町方糸絹商は稀で、殆ど大部分が在方糸絹商に向けられていた。就中町方糸絹商の絹織物購入は生絹・斜子に限られ、太織はすべて在方零細糸絹商に買

い取られていた。主要な絹織物流通ルートは、生産者→在方糸絹商→町方糸絹商という経路を辿ったものと思われる。町方有力糸絹商と在方零細糸絹商の機能分化が生じていたといえよう。この経路は、特に明治前・中期頃までの時期に当てはまり、日清戦後段階に町方糸絹商＝糸絹商の絹織物（生絹・斜子）分野への新たな進出を特徴とする。

- 2) 町方糸絹商は、繭類即ち上繭と玉繭・屑繭・ホクソ・熨斗糸などを購入する。繭問屋は、買継商、製糸家買入所として上繭を製糸家に代わって仕入れる一方で、生絹・太織の原料・原糸供給の担い手＝仲介者－この分野は、絹織物購入と共に繭問屋の独自の営業領域である一として存在していた。
- 3) 長野県諏訪郡製糸家による本県産繭購入が本格化する明治20年代中頃より、正田家の乾繭売却がみられるようになり、明治30年代に入り、糸況悪化時の諸製糸家による繭価引下げ手段の行使による繭価低迷に対応して乾繭売却の常態化が進む。明治30年代中頃より正田家の繭販売先は、深谷・本庄といった町方有力糸絹商（繭問屋は、製糸家の買入所として繭取引の仲介を主たる業務とする）に集中するようになる。明治30年代は、正田家の上繭＝生糸原料の販売先がそれまでの在方糸絹商から町方糸絹商へ移行する時期であった。この時期に在方有力糸絹商は、春繭購入から撤退し、秋繭や屑繭、絹織物等の買入に転進する。かつて糸絹商結社・脩明社と行正社の創設に参画した村方有力糸絹商（久保田四郎次、飯島忠太郎、岡野元太郎など）は、大正期に入ると正田家との取引場裡から姿を消す。明治30年代に、町方有力糸絹商の優位と村方糸絹・絹商の劣位が確定する。県内の代表的養蚕地帯で、諏訪郡製糸家進出の本拠地となった熊谷、深谷を含む大里郡では、絹織物原糸のうち、太織・平絹の「糸代」は県内最低であるが、高級絹織物（羽二重・斜子）の「糸代」が県内最高水準にあったのは、諏訪郡製糸家等による上繭（＝優良繭）大量購入が優良原糸不足をもたらした結果とみることができよう。
- 4) 大正期に入ると、正田家では信州諏訪系以外の原富岡製糸所や近隣の大里製糸場といった県内外の製糸家に直接上繭を売却する取引形態が生じる。また村方零細糸絹商が2名乃至3名による「乗合」によって多額の上繭購入を行う新たな取引方法が出現する。絹織物分野においては、既に明治30年代に「乗合」取引が行われていた。さらにこの村方零細糸絹商による「乗合」取引を駆逐する形で、近隣の有力仲買商に委託上繭販売が行われようになる。

#### 4. 埼玉県の桑園＝養蚕業概況

明治10年における埼玉県郡別繭産額では、秩父郡の36,510貫（全体の22.3%）が最も多く、入間郡の23,056貫（同14.0%）、榛沢郡の21,224貫（同12.9%）、賀美郡の15,510貫（同9.5%）、

児玉郡の12,262貫（同7.5%）がこれに次ぎ、この5郡合計で全体の65%を越えていた。<sup>(49)</sup> 全農産物価額中に占める繭産額（価額）の百分率を求めると、榛沢・児玉・賀美の諸郡では50%を越え、養蚕業が圧倒的な重要性をもっていた。これら諸郡に次いで、秩父・那賀両郡は40%に達し、やはり繭が全産物中で首位を占めている。上記5郡の繭産額比率は、当時の代表的な養蚕地帯であった福島県の伊達郡（47.6%）、群馬県の北甘楽郡（57.2%）、多野郡（50.6%）両郡に匹敵する。従って、埼玉県北の諸地方は、県内の中心的な養蚕地帯であっただけでなく、全国的にみても有数の養蚕地帯を形成していたことになる。

明治20年代においては、大里・入間・秩父・児玉の4郡がそれぞれ20%内外の収繭比率を占めて最も多く、合計で埼玉県全体の8割に及んでいる。他の諸郡、殊に北埼玉郡以下の東部3郡の地位は極めて低かった。この頃までは埼玉県養蚕業の大部分は、県北の大里郡以下の4郡に集中していたのである。なお、蚕期別の収繭量は春蚕期の比重が圧倒的に高く、9割前後を占めており、夏秋蚕の普及はまだ顕著ではなかった。

1900年代には、埼玉県全体で桑園面積が6千町歩、年間掃立量が3万枚、年間収繭量が4万石それぞれ増加して、養蚕業の著しい発展がみられた。東南部の諸郡、殊にこの10年間で桑園面積で1千町歩前後、収繭量で1万石前後をそれぞれ増加した北足立郡、北埼玉郡の地位が高まり、その結果、大里・入間・秩父・児玉の上位4郡の桑園面積の比率は70%弱、収繭量の比率は66%に低下した。蚕期別の推移をみると、この10年間で夏秋蚕、特に秋蚕の地位が高まり、夏秋蚕は戸数、掃立量で春蚕のそれぞれ6割台に迫るものの、収繭量においては2割強を占めるにすぎなかった。

桑市場の形成についてみると、明治中期に県内数ヶ所（川越、所沢、豊岡、飯能）に存在した特定地域内での定期桑市場から、埼玉県養蚕業の拡大・発展、即ち県北西部の伝統的養蚕地帯から県東南部への養蚕業の拡張に伴い、明治末期に至り県内各地に亘って大規模な桑市場（入間郡の川越町のほか、児玉郡下の児玉町・本庄町、大里郡下の熊谷町・深谷町・中瀬村・妻沼村・大麻生村、南埼玉郡の岩槻町、北足立郡下の鴻巣町・桶川町、北葛飾郡下の豊岡村・権現堂川村など）が蚕期毎に連日開かれるようになった。即ち、桑園経営専業者若しくは桑園経営に重点を置いた養蚕農民による養蚕業内部の分業関係が萌芽的な形で明治末期に形成をみるに至る。<sup>(50)</sup>

## 5. 新会村の桑園＝養蚕業動向

明治23年に新会村において桑樹の栽植の上で、特徴的な地域＝耕地が存在する。

利根川及びその支流・小山川の河原（大字高島の字上中川原、大字成塚の字下川原・字上川

原)では、桑の作付比率が100%若しくはそれに近く、略桑樹のみが栽植されていた。また小山川沿いの耕地(大字高島の字前久保、大字成塚の字中窪・字下窪・字上窪、大字新戒の字下川原・字下落合・字落合・字落合窪・字富士窪・字東窪)及び村落中央部低地(大字成塚の字西窪・字砂塚、大字新戒の字沼底)では、70~80%台という極めて高い作付割合で桑樹の栽植を行っていた。<sup>61)</sup>

この当時桑樹は、耕地利用の上で砂礫質及び砂質壤土の下畑にとりわけ多く栽植されていたことを推定しうる。

明治17年に新戒村では、桑園面積は60町5反8畝28歩あり、耕地面積に占める桑園面積の割合は31%であった。その後新会村の桑園面積は明治34年には155町6反歩(内訳:本畑135町3反歩、見積20町3反歩)で、耕地面積に占める桑園面積の割合は40%に上昇する。略養蚕戸数を示す春蚕戸数は同年に438戸であることから、農業戸数(451戸)に占める養蚕戸数の割合は明治16年の87%から97%に増大する。殆ど全ての農民が養蚕業を営んでいたことになる。経営規模を表す養蚕農家1戸当りの蚕種掃立高(春蚕)は、明治16年の新戒村、成塚村平均の2.61枚から4.43枚に増加する。また経営面積を表す養蚕農家1戸当りの桑園面積は、3.46反(明治16、7年の新戒村)から3.55反へと増大していた。

明治10年代中頃から明治30年代中頃にかけて養蚕戸数と桑園面積が増加し、養蚕経営規模及び経営面積も拡大していたにもかかわらず、農業経営における養蚕業の地位は大幅に低下していた。この現象を引き起こした直接の原因は、生産力の低下にあった。即ち、桑園反当り収繭量(年間)は、明治17年の9.92貫から7.55貫へと減少していたのである。したがって、養蚕農家1戸当り収繭量(年間)も明治17年の新戒村、成塚村平均の35.90貫から26.82貫に減少する。農業経営における養蚕業の地位低落は、生産力の低下以外に繭価の下落が加わっていた。繭価は、この間に1貫目当り4.17円から2.73円(春蚕)に下落する。繭価の下落が、養蚕業の生産力低下と養蚕経営の停滞を引き起こしていたものといえよう。

新会村の桑園面積は、その後明治42年の159町1反5畝歩から、繭価の上昇をみた大正2年に209町歩に増加するものの、大正5年には142町6反歩へと減少する。

## 6. 正田家の桑園経営

正田家は、養蚕経営と桑作経営を併営し、余剰桑葉乃至不足桑葉の売買を行う。不足桑葉の買入に関しては、「第3期」・「第4期」にこれまで以上に桑葉の購入を行っているが、それは手作地の縮小=貸付地の拡大や利根川改修に伴う正田家所有地の一部収用と無縁ではない。この点後述。正田家の桑葉売却の全容を明らかにできる年は、史的制約により限られる。明治

34、36年を除くと、明治30年代には春蚕用桑葉売却代金は、40～60円台にとどまる。<sup>62)</sup> この金額は、売上代金の一部にすぎないと思われる。明治34、36年の年間桑葉売却代金は、各268円61銭、235円75銭であった。明治36年のそれは、一括表示（桑「葉計金二百三十五円七十五銭」）の金額であり、春蚕桑葉代金のみでは163円85銭（6月「上桑代金惣売上」）である。大正期に入ると、正田家の養蚕規模の拡大と利根川改修に伴う所有地半減と共に、桑葉売却は減少し、大正2、3年に春蚕桑葉30円台、翌4年には年間で3円余に急減する。大正4年は、桑葉買入量が売却量を大幅に上回る。この点後述。「第3期」の特徴として、明治34年より秋蚕桑葉の販売が始まる。史料制約の中で、『明治参拾四年、養蚕日誌 第四月吉日』（正田家文書）によって、詳細に明治34年の春蚕用桑葉売却の具体的内容を知ることができる。以下この史料を中心に述べることにしよう。

桑葉の売却方法は、明治34年において買主との直接取引を主体に、一部村内「世話人」を仲立ちとする取引である。桑葉買主の中には僅かに「乗合」形態の2名による共同購入（3組）がみられることから、この場合は桑葉仲買人である可能性が高い。正田家の明治34年の春蚕桑取引は19回（21名）あり、このうち桑葉仲立人が7回介在する。仲立取引回数は3分の1にすぎないが、取引金額が比較的高いために「世話人」＝仲立人を介する仲立取引とその他の桑葉取引は、取引額の上では半々の割合である。

桑葉の取引単位は、（字上中川原）「八百八十三番」「畑八セ二十三歩」、「三セ歩上桑」、「六セ割」といった畑売りと「市平桑七拾八株」、「多胡早拾三株」、「仙蔵浦拾本」、「仙造浦キモノ畑四十五束」、「凡五駄位」といった重量取引である。畑売りは、史料上判明する限り、数十円（20～52円）の比較的規模の大きい取引である。重量取引は、桑樹10、11本、桑束15束～5駄、桑株13～443株といった小規模零細取引であり、金額にして数十銭から十数円の範囲内である。

明治34年の正田家桑葉取引は、4月28日から6月13日頃までの間に21名に売渡しており、その中には52円、50円、47円の大口桑葉取引がある一方で、取引単位の大多数は、金額にして10円以下、特に2、3円以下の零細取引である。正田家の上記明治34年『養蚕日誌』を参考にすると、正田家の桑葉売却は稚蚕、中蚕、壮蚕各期に亘る。4月28日に市平桑521株（78株、443株）を合わせて買主2名に15円63銭（「壹株相場金三銭宛ツ」）で売却しており、正田家が同日に掃立を行っていることから、この両桑買主は毛蚕＝蛾蚕給桑に充てていたのであろう。主に正田家の桑葉売却時期は、壮蚕期の4、5齢期に集中する。金額にして全体の7、8割以上を占める。蚕児は、壮蚕期に桑葉を最も多く食下し、特に第5齢で全食下量の約8割を占めるため、この蚕齢期に桑葉購入が殺到するのである。

桑葉の売却先は、明治34年のほか、29～35年まで村内に限られる。村外では明治38年に深谷町（字国濟寺）の荒川幸次郎（世話人・ハッ田熊太郎）と中瀬村の斎藤條吉（米穀商）に売却

する。両名共、桑葉は信用取引である。正田家は、斎藤條吉より明治30、31両年に白米、南京米を、明治38年には外国米、白米、大繩を買入れている。明治38年の村外桑葉売却金額は、同年の正田家桑葉売却総額の過半を占める。「第1期」、「第2期」においては正田家の桑葉供給は、村内外に向けられていた。「第3期」に入り、新会村＝養蚕村の発展が桑葉市場園の一層の深化へと導いたが、明治30年代後半頃に一つの転機が訪れていたことを窺わせる。繭価の高騰する大正初年には、再び村内買主で占められるようである。桑葉買主はおよそ3分の2が零細・下層農であり、3分の1が中・上層農である。<sup>63)</sup> 明治34年の正田家最大の桑葉売却先は、栗原熊太郎と正田豊吉、笹井庄太郎(字高島)と久保田久作(字高島)の2組、いずれも「乗合」(多分に同字内)である。後者については両名共下層農であり、村内の桑葉世話人・野村多七(明治37年正田家小作人)の仲介によっている。栗原熊太郎<sup>64)</sup>を除く上記3名は、いずれも正田家新旧小作人<sup>65)</sup>である。この点後述。正田家は、同年6月5日に栗原熊太郎と正田豊吉両名に(桑畑＝上桑)52円にて売渡し、その際まず「内金」＝手付として2円を受取り、残金50円と2円80銭(利息、或いは追加分か)合わせて52円80銭を6月16日に受領する。栗原熊太郎については、正田家は、明治34年以前にも桑葉も売却している。即ち、明治28年9月10日に「桑代」2円30銭を同人より受取っていた。明治28、34年いずれも残金後払い＝信用取引である。また笹井庄太郎と久保田久作(各下層農)には、50円にて売渡し、「手付金拾円」を6月7日に受取る。残金40円の入手時期は不明である。次いで正田家の大口桑葉売却先は、既述の如く曾て入間郡蚕種製造組合「利根川東組」第11番組世話役をつとめた有力製種家で、「県内の主な種屋」の1人である中位農民の荒木八郎次である。正田家は、荒木(八)に字上中川原「八百八十三番」(畑等級6等)の桑「畑八セ二十三歩」を「上桑代金二拾七円也」にて売渡し。5月24日「内金五円」を受取り、残金22円を売渡してから凡そ1ヶ月後の「七月十日迄かし」とする。荒木(八)は、さらに同年五月中に正田家より桑葉20円を購入する。即ち、同人はこの桑葉買入れに際し、「手付」として現金5円と蚕種5枚(5円相当)を支払う。残金10円の受領日は、不明である。荒木八郎次は、正田家より5月中に2度に亘り、合わせて上桑47円を買入れる。両度共、村内世話人・ハッ田熊太郎の仲介による。製種家＝荒木(八)の買入桑の用途は、製種＝種繭養蚕用であろう。上述の如く、正田家の大口桑葉購入者は、桑葉仲買人(若しくは養蚕農民)と製種家(＝大規模養蚕家)である。養蚕業の発展(＝養蚕農民の増加と養蚕規模の増大)が桑作業と養蚕業の乖離を促進した結果、桑葉仲買人と製種家＝蚕種小売商の活動領域が拡大することになったのであろう。桑葉仲買人の栗原(熊)と正田(豊)両名は、桑葉購入日(＝手付金支払日)から11日後に残金支払いを済ませており、桑畑(＝上桑)転売後、間もなく代金の清算を行ったようである。製種家＝荒木八郎次は、残金支払いを7月10日としており、産繭製種後(或いは蚕種売却残金の回収後)払いを予定していたのであろう。前

述の桑葉買主である笹井庄太郎と久保田久作は、前者が前年の明治33年に、後者が翌35年にそれぞれ正田家より桑葉（代金夫々40円、65円）を購入している。この点は後述。その他の桑葉買主については、明治13年糸繭商結社・脩明社創立に参画した有力糸繭商・岡野元太郎が、明治34年6月初めの壮蚕期に正田家より桑葉購入（代金2円）を行う。岡野は、明治31年には正田家の大口桑葉買主であり、同年6月29日に桑葉残金40円を支払う信用取引であった。明治34年の桑葉買主で、明治20年代に続いて正田家から桑葉を購入している者としては、西田才五郎、川田近太郎、持田安五郎、古郡亀吉がいる。西田才五郎は、明治34年に続き翌35年、38年に正田家より桑葉買入を行う。この点後述。また桑葉買主・小暮幾太郎は、明治34年に続いて大正2年にも正田家より桑葉仕入れを行う。明治20年代から30年代にかけて、同一人との桑葉取引が断続的に続く中で、限られた史料で明らかな限り、明治30年代に入り継続的な桑葉買主の半数は、正田家小作人である。この時期には、地主＝正田家と小作人との桑葉取引関係が強まる傾向にあるといえそうである。この点詳しくは後述。

大口桑葉取引において、いずれも手付金支払い後、残金延払いとする信用取引であるが、桑葉代金に占める手付金の割合は異なる。荒木(八)のそれは3割強、笹井(庄)・久保田(久)は2割、栗原(熊)・正田(豊)は4分弱である。この差は、階層を異にする彼らの資力に照応するものであろう。零細桑葉購入者の代金支払方法は、「内金」支払い後、残金を6月中旬～7月初めに清算することが多い。正田家は、明治34年に零細農・小暮幾太郎に市平180株を3円75銭にて売渡し、内金1円と75銭を5月17日と18日に受取り、残金2円を7月3日に受領する。「新戒油や」には「三セ歩上桑」を1円90銭で売却する。正田家は、同人から「内金五拾銭」を手付として入手し、残金1円40銭を6月27日に受取る。いずれも養蚕農民の産繭売却後に、残金を清算するという信用取引である。

桑葉相場に関しては、『非常災害珍事記録簿』（正田家文書）に若干ながら記している。桑葉相場は、明治30年代後半に入り上昇する。明治26年に（春蚕）桑1駄（「但シ壺束ニ付六メ目宛六束」）の価格は、「三円五拾銭ヨリ金五円迄」であったが、明治36年には「金三円ヨリ金拾円位迄」に上昇する。桑葉相場が上昇した結果、「実桑不足中ニハ春蚕捨テ桑売物大シ<sup>(マツ)</sup>」という現象が生じていた。霖雨の続いた明治38年には「春蚕桑葉不足ニテ三十メ目付金拾円以上相場」となる。明治26年より36年まで10年間で、桑葉相場が桑1駄最大5円（2倍）の上昇であった。桑葉相場の上昇は、買桑依存の養蚕農民にとって経営面積の増大、即ち桑園小作地の借入れ拡大意欲を高めよう。さらに天候不順＝長雨が災いして、明治36年より38年まで僅か2年間に4倍以上に高騰する。桑葉相場の高騰の背景には、自然災害（霜害、霖害など）にとどまらない人為的要素、即ち桑園への施肥を切り詰めたり、桑樹の植替えを等閑にすることによる桑園荒廃或いは桑園減少が相場形成に拍車をかけていた事実を看過することはできないであろう。

正田家の桑葉売却において、「第3期」に特徴的な現象が生じている。正田家は、明治34年の8月から9月初めにかけて、秋蚕桑77貫900目(+ $\alpha$ )を3名に売却し、代金24円25銭を入手する。<sup>66)</sup> 桑葉販売先は、村内中位以下の農民=養蚕農民である。大口取引はなく、小口乃至零細取引である。即ち正田家は、同年8月28日に桑葉30貫400目を2円にて、川田近太郎(零細農)に売渡す。代金は、即日払い=現金取引のようである。さらに持田浪太郎(中位農民)に桑葉47貫500目(代金4円75銭)を売却し、8月30日~9月4日まで6回に分けて桑樹を切り出し渡す。<sup>67)</sup> 正田家は、同人より「内金壹円」を入手し、残金3円75銭を9月14日に受領する。秋蚕繭売却(若しくは夏穀物収穫)後払いの信用取引である。秋蚕繭10貫を生産するのに桑葉量145貫を要するとすれば、上記川田・持田両名の購入桑葉量で2、3貫前後の秋蚕繭を生産するにすぎない。従って、不足桑葉の補充であろう。そのほか正田家は、8月(日付不明)に秋蚕桑(数量不明)17円50銭を古郡安五郎(零細農)に販売し、「内金壹円」のほか10月3日に9円を受取り、残金7円50銭は「書証ナル」が、入金時期は不明である。秋穀物収穫(若しくは生糸・絹織物等売却)後払いの信用取引である。秋蚕桑代金を秋蚕繭の処分で返済に充て得ないのは、違蚕による打撃を被ったためであろうか。

明治32年以降埼玉県の秋蚕繭産出高は、3万石を突破する。秋蚕飼育の拡大に伴う秋蚕用桑需要の増加に対応した正田家の秋蚕桑供給の開始であるといえよう。

秋蚕桑販売は、更に新たな形態で進行する。正田家は、翌明治35年に秋蚕桑を村内2名に「秋春」用桑として一括して売却しており、正田家にとってこうした売却方法は、初めての試みである。即ち正田家は、村内「世話人」・久保田四郎次を仲介として、同年8月20日に村内の久保田久作に字上中川原の上桑=「畑壹反三畝歩」を「秋春」用桑として65円で売渡す。正田家は、同人より内金として5円のほかに10月6日に「内金拾円」を受取り、残金50円を「来ル六月廿日迄貸シ」とする。久保田(久)は、当年秋蚕=壮蚕期桑葉と翌年春蚕期用桑葉を正田家より一括買入を行い、この代金65円のうち秋期に約4分の1、翌36年春産繭売却後に約4分の3を支払うこととした。桑葉相場は、桑畑1反歩当り50円である。この金額は、正田家の桑畑契約小作料の5倍以上である。<sup>68)</sup> 同様に正田家は、村内「世話人」・笹井庄太郎を仲立ちとして、同年9月2日に村内の西田才五郎<sup>69)</sup>(大字高島)に字上中川原(805番-畑等級6等)の上桑=「畑四畝六歩」を「秋春」用桑として21円で売却し、また同人には字上中川原(93番-畑等級6等)の上桑=「畑壹反五畝歩」を「秋桑」として7円で売渡す。正田家は、桑葉代金双方合わせて28円のうち、まず「内金拾円」を受領する。残金については、上記久保田(久)同様、「来ル三十六年六月廿日迄」とする信用取引であった。「秋春」用桑の「畑四畝六歩」の桑葉相場は、久保田(久)の場合と同様に桑畑1反歩当り50円である。「秋春」用桑の一括販売は、正田家残存史料で判明する限り、この年のみである。<sup>69)</sup> 明治35年の正田家「秋桑」売却につい

ては、このほかに村内の渋沢為十郎（下新戒）に9月2日秋蚕桑63貫600目（代金7円95銭）を売渡す。正田家は、同人より内金2円を受取り、45銭「値引」の上、残金5円50銭を9月5日に受領する。この「秋桑」相場は、「一元=付八メ目相場」である。上記西田才五郎へ売渡した上桑=畑1反5畝歩（代金7円）は、同じ桑葉相場とすれば、秋桑56貫に相当する。秋蚕繭10貫目を生産するのに桑葉量145貫を要するとすれば、渋沢・西田共に購入各秋桑量で秋蚕繭4貫前後の生産に供しうる程度である。

明治35年は、組合製糸=利陽社（組合長・斉藤安雄）が創設された年である。繭価低迷の中で、利陽社=「製糸生繭共同販売」機関の開設が養蚕農民に希望を抱かせ、養蚕経営の積極的展開を志向するようになったとしても不思議ではない。しかも、諸製糸家による繭価引下げ手段の行使は、収繭不揃いの夏秋蚕繭には及びにくいことも、秋蚕飼育の拡大=秋蚕桑葉供給の増加に与っていたであろう。事実、明治36、38両年の繭相場は、正田家の秋産繭売却価格をみても1貫目当り4円台に突入する。正田家は、桑苗の売買を、中でも桑苗買入は「第1期」より、桑苗売却は糸繭養蚕拡大期の「第2期」よりそれぞれ行っていたが、前者に関しては明治33年初春を最後に終結する。正田家の桑苗売却は、明治33年まで数百本~千本前後にとどまっていたが、明治34年より36年まで2、3千本台に達する。この時期には、「桑根子堀り」=桑園（=用桑）縮小と桑苗栽培の拡大が相前後する。桑苗売却は、明治37年には1,270本に減少し、38年には皆無となる。既述の正田家の手作地の縮小=貸付地の拡大の中で、蚕種掃立回数の増加と各期養蚕規模の減少・平均化が進むと共に、明治38年の春蚕用桑葉売却総額は、57円50銭（及び玄米2俵）に減少し、「秋桑」売却は消滅する。

正田家の桑葉購入者の中には、同家小作人を含んでいる。明治29年に正田家より桑葉3円を買入れた倉上善太郎（下層農・字高島）は、正田家に僅かに残る小作帳から、同家より明治23年から25年まで畑1反3畝12歩（契約小作料大麦2石3斗、大豆1石1斗）と畑1反27歩（契約小作料6円）を、それに明治37年には畑6畝26歩（契約小作料6円）をそれぞれ借り受けている。この金納小作地の所在地は、いずれも利根川堤外（字下中川原1,619番、1,337番）にあり、桑畑と推定してよく、正田家の『所有土地名寄帳』に、大正4年時点において桑畑と明記あり、明治29年にはいずれかの桑畑小作地を正田家より借りていたものといえよう。いずれにしてもこの桑畑小作地で栽培した桑葉では十分でなく、地主=正田家より明治29年に不足桑葉を買入れたのであろう。新会村の小作慣行では小作契約の期限は、地主仕立ての桑畑では5~7年、小作人仕立ての桑畑では10年位であり、「小作人=於テ不都合ナキ限り其儘継続小作セシム」とされていた。<sup>(61)</sup> 倉上(善)は、購入桑葉代金3円のうち、まず「内金壹円」を5月9日に払い、後日残金2円を支払う。<sup>(62)</sup> 「早桑」=稚蚕期用桑に充当したこの桑葉代金3円は、上記の同人桑畑小作金の2分の1にあたる。小作養蚕経営が地主=正田家の桑葉供給を媒介に

して展開し、地主による生産・流通過程における二重の搾取・収奪関係としてあらわれる。倉上(善)は、正田家より明治34年に2円、大正4年に10円を借用するほか、明治20年代末より30年代にかけて少額ながら大麦2俵、青菜(3畝歩ほか)、種子、桑苗(3百本)、炭(4俵)、竹(2本)、大根(百本)などを買入れたり、逆に正田家へ絹糸6匁、葱種(1合、1合5勺ほか)、糊糖(30石)、長蕪などを売渡している。<sup>63)</sup> 正田家と下層小作農民・倉上(善)との間で、資金貸借と共に食料のほか生活・生産資料、商業＝小売用農作物の取引関係を結ぶ。

正田家の同家小作人への桑葉売却は、上記倉上善太郎以外にも存在する。正田家は、明治34年に加えて前年の明治33年にも村内の同家小作人・笹井庄太郎(零細農)に桑葉を売渡し、6月23日に代金40円を受取る。<sup>64)</sup> この桑葉代金は、桑葉売却残金と思われることから、笹井(庄)との桑葉取引は40円を越える大口桑葉取引である。<sup>65)</sup> 6月下旬の桑葉代金清算は、産繭売却後のことであるといえよう。笹井(庄)は、明治37年に字下中川原・畑1反17歩(契約小作料12円)借り受けており、同人の桑葉購入代金は小作金の3倍以上にのぼる。笹井(庄)は、先の倉上(善)以上に地主＝正田家に蚕飼育原料(＝桑葉)供給に依存する。この依存度の差異は、階層＝資力差にあるといえよう。正田家は、笹井(庄)に明治35年3月に十文字桑苗890本(代金4円80銭)を信用取引(残金の清算は、6月下旬の産繭売却後払い－利子なし)にて売渡している。笹井(庄)はまた、少なくとも明治25、35年に正田家の桑売世話人をつとめており、正田家の桑園経営から生ずる余剰桑葉の販売＝流通過程を担う一方で、地主＝正田家から小作養蚕経営を補完する生産資料＝桑苗、桑葉の提供を受ける。

同様に正田家は、同家小作人・正田満太郎(零細農)に、明治34年春に「多胡早」(生)107(株)を3円50銭にて売却し、「手付」50銭を受取る。残金受領日は、不明である。春蚕売却後早々に残金返済が行われたとは考えにくい。正田(満)は、正田家より同家残存史料でみる限り、明治24年に字川口397番・1等畑5畝14歩(契約小作料大麦1石、大豆5斗)、字上中川原1,143番・5等畑8畝(契約小作料大麦1石3斗、大豆5斗)、翌25年に字川口397番・1等畑5畝14歩(契約小作料大麦1石、大豆5斗)、明治37年に字上中川原1,143番・5等畑1反10歩(契約小作料大麦1石5斗5升、大豆8斗)、字川口397番・1等畑5畝24歩(契約小作料大麦1石4升4合、大豆5斗2升2合)をそれぞれ借り受ける。<sup>66)</sup> 新会村の小作慣行では、普通畑地の小作契約期限は通例5年とし、「小作人＝於テ不都合ナキ限り其儘継続小作セシム」とある。<sup>67)</sup> 少なくとも正田(満)は、明治24年以降37年にかけて、正田家小作人であったと判断して間違いないであろう。<sup>68)</sup> 小作地は、いずれも現物納の普通畑である。正田家より桑畑の借り入れはないが、養蚕農民として同家より桑葉の供給を仰ぐ。正田(満)は、桑葉を正田家から買入れた同じ年の明治34年8月6日に同家より10円を借用するほか、略連年正田家より数十銭から数円の「時借」をしていた。明治33年には6月17日より12月29日まで5回に亘り、合わ

せて6円20銭を借用する。正田家は、正田(満)に「時貸」を行うほかに、挽割麦、白米、大麦、小豆、牛蒡、青菜(凡8畝歩)、桑苗、芋種、大麦種、藍苗、葱種などを譲渡・貸与したり、明治25年11月に「麦マキ手間料」の「礼」に60銭相当の唐棧1反を進呈し、同28年4月21日には同人妻(或いは母)と思われる正田ゆうに「手間代」40銭を支払う。正田家は、食料や生産資料=種苗、商業=小売用農産物を供給し、小作貧農=半プロ層の生活と生産・流通面に深く係わっていたといえよう。

既述の如く、明治34年に正田家より春蚕桑を「乗合」にて買入れた久保田久作、正田豊吉、それに同年秋蚕桑買主の川田近太郎も正田家小作人である。久保田久作(下層農)は、正田家の残存小作帳から判明する限り、明治18年10月から同25年まで、同家より字上中川原・畑5畝4歩(契約小作料5円)を借り受けていた。前述した久保田(久)の明治35年買入上桑=桑畑・代金は、小作地・小作料の各2.5倍、13倍に達する。借り受けた零細小作地に倍する桑畑(=上桑)を購入することで、養蚕規模の拡大、即ち倉上(善)・笹井(庄)なみの経営面積を確保し得たといえよう。正田家は、久保田(久)にこれまで明治9年秋、17年冬、25年秋に小麦挽賃=「臼代」をそれぞれ36銭、1円60銭、1円68銭(明治24年10月~翌25年10月19日迄の「臼代」)を支払う。このほか正田家は、明治30年代に入り久保田(久)に陸稲種(3升、1斗)の「貸付」を行っている。

上記正田豊吉は、明治37年に正田家から字上中川原・6等畑5畝19歩(契約小作料5円)を借用している。この畑小作地も利根川堤外地にあり、大正4年において桑畑である。正田(豊)がいつから同地を小作地として借り受けたかは明らかでないが、桑畑として利用していたことは間違いないであろう。正田(豊)が正田家から購入した、前述の桑葉代金(「乗合」買入金額の半分として)は、上記小作金の5倍(「乗合」桑葉を折半するとして)を越える。正田家は、正田(豊)へ明治32年6月蚕籠30枚を貸与する。<sup>(69)</sup>正田(豊)は、「乗合」取引を行った前記笹井(庄)・久保田(久)同様、小作養蚕経営を行うと同時に、養蚕業の発展・拡大を前提に家計補充手段として流通業=桑葉売買業(一部桑葉を養蚕経営に充当か)に従事する。

明治34年に秋蚕桑葉30貫400目(代金2円)を正田家から買入れた川田近太郎(零細農)は、僅かに残る正田家小作帳から判明する限り、明治24、25年に正田家より字下中川原・6等畑5畝14歩(契約小作料2円57銭)を借り受けている。この金納小作地は、利根川堤外にあり、桑畑と想定してよく、『所有名寄帳』(正田家文書)に大正4年時点において桑畑と明記あり、新会村小作慣行から、川田(近)によって明治34年においても桑畑小作地として利用されていたであろう。川田(近)は、正田家より明治13、24年にも5、6円の春蚕用桑葉購入を行っており、<sup>(70)</sup>正田家との桑葉取引は古く、長期に亘る。川田(近)の明治34年の桑葉購入代金は、小作金をやや下回る程度である。川田(近)は小作貧農として、小規模ながら秋蚕飼育を行っ

ており、貧農層への秋蚕飼育浸透を窺い知ることができる。正田家は、川田(近)に明治20年代に続いて、30年代に2～25円の「時貸」を行っている。正田家は「時貸」のほかにも、同人へ度々大麦、小豆、挽割麦、小麦粉、麦種、陸稲種、菜種8斗3升5合(代金6円68銭)、葱種などを譲渡・貸与する。逆に川田(近)より正田家へ蚕種(明治28年)、水油5升(代金2円10銭)、種粕5枚(代金4円25銭)、粉糠2俵(代金1円)などを販売している。正田家は、川田(近)に正田(満)同様、食料や生産資料＝菜種・種子などを供給するほか、同人より生活用品＝水油(一燈油)、生産資料＝蚕種・肥料などを購入する。川田(近)は、小作貧農の余業＝生計補充手段として、蚕種小売業のほか、菜種加工業＝搾油業とその小売業(一水油、種粕)を営む。正田家は、小作人の生活と生産・流通面に深く係わる。

次に、正田家の桑葉売却先としては現れなかった同家小作人と正田家がどのように係わっていたか、について述べておこう。

正田家に残存する明治16～25年までの小作帳(5冊)に5ヶ年間登場する正田久太郎(零細農)は、正田家よりこの期間を通じて、即ち明治16、19、23、24、25年に普通畑2畝11歩と宅地3畝12歩を借り受けるほか、明治16、19年に「桑畑」1反27歩を、明治24年には普通畑9畝16歩をそれぞれ借りている。正田(久)は、明治10年代には正田家より「時貸」を受けるほか、問屋制前貸形態の繭・生糸の提供を受けて農間副業の製糸・製織を行う。また、正田家の「桑畑ウナイ」を請け負う。明治20年代に入り「時借」に加えて、正田家に少額の「蚕」、「生繭」を売却したり、白米・小麦・桑葉の購入や大・小麦種の借用をする。明治30年代には正田家から「時借」するほか、少量の生糸、秋蚕種を正田家に売渡したり、逆に麦種、葱などを買入れたりする。正田(久)は、大正初年には、正田家より牛蒡、大和芋を購入する。正田家は、小作貧農の生活と生産・流通全般に亘って深く関与する。

新旧小作人からの蚕種購入に関しては、正田家は、川田(近)・正田(久)以外にも、明治30年代に入り持田嘉市(零細農)から春蚕種2枚(代金1円)、持田亀十郎(零細農)から秋蚕種2枚(代金2円80銭)を買入れる。蚕種商以外では、既述の正田家小作人・西田伝七(零細農)は糸絹商人であり、明治33年に正田家より斜子1疋(代金20円)を購入する。地主＝上層農の大規模養蚕経営乃至製織経営と小作貧農・零細農による生計補充手段としての蚕種・糸絹商との取引である。<sup>(7)</sup>

久保田捨五郎(零細農)は、明治25、37両年に正田家小作人として、同家小作帳に登場する。彼は、正田家より、明治25年に字下中川原・6等、23等合わせて畑9畝23歩(2筆)と字下中川原・芝地1反3畝10歩、明治37年には字下中川原・6等、7等、23等合わせて畑2反3畝4歩(5筆)、字下中川原・宅地2畝4歩(2筆)を借り受ける。いずれも金納小作料でる。明治28、29年『金銀出入覚帳』(正田家文書)に久保田(捨)の小作料入金の記事があり、同人は

この期間に小作契約を継続していたものと思われる。正田家から久保田(捨)に「時貸」はみられないが、明治20年代末より30年代にかけて小麦、挽割麦を売渡すほか、同人へ小麦挽き＝「臼代」支払いや麩の購入を行う。久保田(捨)は、周辺農家から委託の小麦挽き＝小麦製粉業と自家製小麦粉や副産物の麩の小売業を小作農業経営の余業として営んでいたことが推測できる。

ハッ田熊太郎(零細農)は、正田家に僅かに残る小作帳から判明する限り、明治16～25年に正田家小作人として、畑8畝歩余(内字下中川原・桑畑2畝16歩)～畑1反5畝歩余(内字下中川原・6等4畝1歩＝金納小作地)を借り受ける。正田家は、同人へ明治10、20年代に続いて「第3期」においても若干の「時貸」を行うほか、小麦、屑豆、粉糠、木炭、竹、桑苗、藍苗、麦種、小豆種、大豆種、葱種などを譲渡・貸与する。正田家は、ハッ田(熊)に食料のほか生活・生産資料を提供し、ハッ田(熊)は、明治10年代初めより長らく正田家の桑売り世話人をつとめる。ハッ田(熊)は、川田(近)・正田(満)と共に正田家＝地主経営と不離・不可分の関係にある。

正田家は、同家小作人を栽桑過程における桑畑耕耘に雇傭労働力として用いる。正田仲次郎(村内下層農)と高橋伊八(二ッ小屋村)は、正田家残存小作帳で判明する限り、正田家から前者が、明治16年より25年まで普通畑4畝18歩(現物納)、明治37年には畑1反3畝24歩(金納)を、後者は明治37年に畑4畝13歩(金納)をそれぞれ借り受ける。両名と地主・小作関係を結ぶ中で、正田家は、正田(仲)に明治36年4月8日に「手間代」1円、同年11月30日に「桑原ウナイ料」1円「内渡ス」、高橋(伊)に同じく明治35年4月19日に「桑原ウナへ」1円「内かし」、翌36年4月6～9日に「桑原ウナへ料」2円、同年5月1日に「桑原ウナへ料」16銭、同年6月20日「桑原ウナへ料」3円29銭を支出する。半期又は1年を通じて桑畑耕作のために、正田家小作人の労働力雇用が行われていた。正田家は、高橋(伊)に明治36、37年に陸稲種3升、「小麦可ら」正味150貫480匁をそれぞれ貸付けている。上記正田(仲)、高橋(伊)両名以外に、持田安五郎<sup>(72)</sup>(零細農)は、明治30年12月に正田家の畑3反8畝歩(4筆)を「此手間代金」2円47銭(「壱反ニ付金六拾五銭割」)で耕耘し、引続いて翌31年1月より上記畑地のうち、2反8畝歩(2筆)を「此手間代壱ヶ年ニ付金七円」(「壱反歩ニ付金二円五拾銭割合約定」)にて通年の桑畑耕作を行う。この「桑畑ウナイ料」は、明治31年1月12日に53銭、5月19日に1円、7月16日に1円、9月6日に50銭を耕耘後に分割払いするほか、この料金支払いに代えて、明治31年度小作金2円を相殺・清算する。正田家は、持田(安)にこの年「時貸」1円を行うほか、蚕籠15枚、陸稲種1升5合を貸付ける。持田(安)は、明治38年には春蚕桑市平60株(代金2円)を正田家より買入れている。従来行われていた桂庵からの労働者供給は、桑畑耕耘に関してはこの時期に後退し、地主・小作関係の展開を背景に小作貧農＝半

プロ層によって担われていた部分が高いように思われる。

次に、正田家と同家小作人ではない桑葉買主との桑葉以外の取引について、数例を挙げてみたい。正田家から明治34年8月30日～9月4日に秋蚕桑47貫500目（代金4円75銭）を購入した持田浪太郎（村内中位農民）は、正田家より明治30年と35年（夏・冬）に2、3円の「用立金」、「時貸」を受けたり、明治33年12月30日、翌34年6月28日にそれぞれ青白繭（代金1円20銭）、繭7貫目（代金20円25銭）を同家に売却する。正田家は、同人より明治30年6月27日に「用立金」2円75銭を受領しており、春蚕繭売却後の返済であろう。正田家から大正2年に上桑＝畑4畝1歩（代金5円）を買入れた持田勇之助は、大正4年に夏蚕種5枚（代金2円）を同家へ販売する。大正4年に正田家から秋蚕桑14貫800目（代金2円）を購入した正田友作は、大正2年に同家へ秋蚕種框製10枚（代金4円50銭）を売渡している。また明治35年に春蚕桑（代金50円）を正田家より購入した村岡熊七（村内中位農民）は、明治34年に同家へ粃57貫400目（代金20円68銭9厘）を売却していた。このように糸繭商、蚕種商、肥料商などの各種小売商は、兼業養蚕業の蚕飼料（＝桑葉）を上層農の桑園経営主＝正田家から供給を仰ぎ、時として「時貸」などの形で資金提供を受ける場合もあった。

正田家の桑売り世話人（何れも新会村民）は、明治30年代に5名、各年1～3名確認することができる。この大部分は、零細・下層農である。大正初年には、4名の桑売り世話人が登場する。桑葉仲立業は、明治20年代に引続き零細・下層農民の生計補充手段として機能する。正田家の桑葉売り世話人は、「第1期」乃至「第2期」から継続する。桑葉仲立人としてハッ田熊太郎は明治10年代より、野村多七、笹井庄太郎、久保田四郎次は明治20年代より、それぞれ正田家の桑葉売却の仲介をつとめている。就中ハッ田（熊）と野村（多）が、正田家の主要桑葉売り世話人である。正田家の春蚕桑の売却について詳しく知ることができる明治34年にハッ田（熊）は、荒木八郎次ほか2名、野村（多）は、5名の桑葉買主との仲立ちを行っている。正田家は、ハッ田（熊）のほか、野村（多）、笹井（庄）らの小作貧農を中心に、同家桑園経営の流過程において桑売り世話人として頻用してきたのである。

桑葉仲立人の取引金額は、明治34年に最少3円75銭から最多で50円に及ぶ。殆どは、10円以上である。桑葉零細直接取引との格差が生じている。翌明治35年には正田家の桑葉取引の4分の3が仲立人を介し、同38年では桑葉取引の半数を占める。

次に、正田家小作人であると共に、桑売り世話人をつとめたハッ田（熊）、野村（多）、笹井（庄）以外の仲立人について触れてみたい。久保田四郎次は、村方糸繭商であり、明治20年代よりは正田家との取引が減少したとはいえ、明治30年代に同家より出殻繭、斜子ほか各種農産物を購入する一方で、同家へ玉繭、長蕈などを販売する村内有力商人である。久保田（四）の桑葉仲立業は、広範な取引先から依頼を受けて生じたものであろう。また正田家桑売り世話人

の1人である倉上作次郎（村内零細農）は、正田家残存史料の上で、明治32年に1度だけ春蚕桑葉仲介人として現われる。この年に倉上は、正田家より「秋蚕糸・四化生糸」175匁（代金10円20銭）、それに久保田治三郎と共に太織・斜子（代金32円20銭）を買っていた。前年には久保田治三郎と共に正田家から斜子1疋（代金11円50銭）を買入れるなど零細な糸絹商人として活動する一環として桑葉仲立ちをしていたのである。彼は、明治34年6月6日に正田家より上桑＝畑5畝歩（代金20円）を購入する養蚕農民でもあった。既述の如く、倉上（作）はまた、正田家より明治31、32年に「時貸」などを受けていた。正田家は、倉上（作）に明治31年6月4日に1円50銭を「時貸」し、同年10月7日に1円62銭5厘（「利子十二銭五厘」）を受け取る。この「時貸」時期は、春蚕壯蚕期であることから、養蚕資金＝桑葉買入資金に充当したのであろう。翌32年には倉上（作）は、正田家より2月22日に2円の「時貸」を受け、5月22日に利子12銭を添えて返済する。返済日まで3～4ヶ月を要する営農資金・生活資金の供与である。さらに正田家は、同人に同年6月29日に50円を「七月十五日限り」として貸付け、「此引当」に繭2石2斗5升を預かる。<sup>69)</sup> 正田家は、約半月後の7月17日に「利子金壹円七十銭」と共に元利金51円70銭を受領する。この借入金糸絹商＝倉上作次郎は、営業資金に充当したのであろう。このほか正田家は、同人へ明治33年12月8日に「蚕綿掛手間（120目）」35銭、38年7月「真綿手間代」34銭、大正4年9月27日「綿掛賃」77銭を支払っており、正田家の太織製造準備工程における真綿賃掛人でもあった。<sup>70)</sup> 正田家は、零細糸絹商・倉上作次郎に営業資金を貸与するほか、養蚕資金・生活資金を融通する。倉上（作）は、明治33年以降正田家と生糸・絹織物の取引は消失するが、養蚕農民＝桑葉購入者、真綿賃掛人として正田家の蚕糸業経営に関与することになる。斯くして、小作貧農（＝半プロ層）の農業＝養蚕業従事と各種営業＝糸絹商、桑葉仲立人、「家内工業」＝真綿賃掛人などの営みは、正田家＝地主資金の融通と桑園・養蚕経営、製織経営によって維持・補完されていたのである。

正田家では、桑売り世話人に「桑礼」として、明治31年8月3日に久保田四郎次に2円、「外＝金平糖壱箱」を支払い、翌32年6月21日には倉上作次郎に1円、33年6月15日に野村多七に1円50銭、八ッ田熊太郎に50銭をそれぞれ支出する。34年には6月20日に野村多七に50銭を払う。桑葉売却代金に応じて、明治30年代前半に1人当たり50銭から2円（外に現物）の世話料を渡していた。

正田家は、同家小作人を含む村内零細耕作農民に養蚕資金・生活資金などを貸与する。正田家は、明治31年6月1日に既に述べた正田家小作人・川田近太郎に5円を「時貸」し、この貸金を同月14日に受領する。同人は、翌32年2月21日に正田家より20円を借用し、4ヶ月後の6月28日に21円25銭（「利子壹円二拾五銭」）を支払う。養蚕農民＝川田（近）は、養蚕資金・生活資金などを借用し、いずれも6月中・下旬の産繭売却後に返済していたものと思われる。川

田(近) は、同様の借用を明治35、38年にも行っている。正田家は、その他に大正2年に村内の矢島藤太(下高島)へ5月29日に5円(「此利ナシ」)を、返済期日を「養蚕上簇迄約定」として融通する。同人は、この借入金金を6月17日に返済しており、約定通り産爾後払いと考えてよいであろう。正田家は、同年6月1日には正田スガへ貸付期間を「春蚕上簇迄約定」とする2円を「此利子貳割」にて「時貸」する。さらに同年7月28日に正田鶴吉へ「大麦四斗入一俵」を「此引当」として「秋蚕上簇迄約定」にて1円50銭を貸付ける。但し、正田(鶴)の返済日は当初の約定を大幅に遅れ、翌大正3年5月4日に50銭を支払うにとどまる。大正2年7月より3年5月まで11ヶ月間の「此利子金二七銭五厘」を加算した元利合計1円77銭5厘から返済分の50銭を差引いた残金1円27銭5厘を継続貸付とする。大正2年に時貸した上記3名共、いずれも春蚕若しくは秋蚕飼育の養蚕農民に対する養蚕資金＝桑葉買付資金の融通といえよう。

正田家は、余剰桑葉の売却のほか、明治36、38年には村内から僅かながら桑葉購入を行っていた。明治36年6月に桑代として笹井仙五郎(中位農民)に7円、その他「三ヶ所」に5円をそれぞれ支払い、翌々年6月に荒木常四郎(上層農)に桑代3円を支出する。正田家は、笹井(仙)からは明治13年にも桑葉を買入れており、桑葉購入先は中農以上層の桑園経営主を対象とする。笹井(仙)との取引は、桑葉に限らず、藍葉、桑苗、藍種、小麦種、芋種などに及ぶほか、明治30、38年には正田家は、笹井(仙)より20、30円の融資を受ける。正田家の村内資金借用先は、この笹井仙五郎と先の久保田四郎次、飯島忠太郎の3人であるが、明治30年代に入ると正田家の主要借入先は、個人から金融機関＝尾島銀行にかわる。正田家が尾島銀行から借用した資金の用途は、土地購入、営農資金等に充てられていたものと思われるが、詳細は不明である。大正期に入ると、新田銀行尾島支店からの借用がみられる。

なお既述の如く、大正4年には正田家の土地所有が半減したため、買桑が増え、売桑(秋蚕桑正味14貫800目・代金2円)を遙かに上回る秋蚕桑226貫600目(代金28円39銭)を河田庄太郎外1名の桑葉仲立人を介して、購入する。その際、桑買「手数料」を合わせて1円30銭支出する。春蚕桑の売却については、僅かに16束(代金1円40銭)あるにすぎず、春蚕桑の買入記録はみられない。

## おわりに

本稿では、養蚕畑作地帯における正田家の絹織物経営と桑園経営について実証分析を行った。最後に、両業の生産・流通構造の特徴を社会＝農村構造と関連させて、簡単にまとめておこう。

正田家農業経営の「第3期」(及び「第4期」)に製織の絹織物は、生絹生産が後退し、高級絹織物の斜子と太織の2種類に略限られる。新たに玉斜子、太織瓦斯のほか、大正期に入ると

縮緬製織も一部みられるようになる。繭、生糸と共に絹織物の販売先＝流通ルートの特徴については、本文において総括しているので省略する。

正田家の絹織物製織規模は年により変動するが、生絹1疋乃至4疋、太織と斜子はそれぞれ各年大凡5～6疋、2～3疋生産であった。明治33年に正田家のみで新会村斜子産出量の半分を製織しており、高級絹織物の斜子に関しては、正田家は村内において傑出した存在であったといえよう。

正田家は、主に自家産繭糸によって（－1部購入繭・生糸を使用して）自家製織を行う一方で、その補完として、地主・小作関係を基盤に村内零細・貧農層を引き入れて、絹織物製造準備工程の真綿賃掛けを中心に（ほかに、僅かながら賃挽き、賃撚り、賃機を含む）、問屋制前貸形態の家内工業（＝農家副業）に組織する。

正田家製織の絹織物、即ち生絹、太織、斜子の取引単位は、いずれも1疋取引が最多で、これに1反取引を含めると全体の3分の2以上を占め、2疋以下取引では9割を越す。これら絹織物の売却時期は、10～12月を中心に9月から翌年4月に及ぶ農閑期であり、手織機による副業的手工業生産であった。

正田家生産の生絹と太織の取引は、主在方小商人＝糸絹商との数円の少額取引であり、その支払方法は殆ど現金取引である。斜子取引も殆ど現金取引であったが、重量取引の斜子は、優良生糸を原糸とする高級絹織物であるため、取引金額は10～20円台であることが多く、他の絹織物以上に信用取引が発生する。零細糸絹商にとって、絹織物の中で金額の高む斜子取引は、太織等に較べ斜子生産者＝正田家からの信用供与に依存する度合いが高いといえよう。斜子支払代金の一部を生糸、更紗などの現物で清算する場合もあった。生絹・太織共、糸絹商との直接取引であったが、斜子取引には一部に村内世話人を仲介とした取引がみられる。

桑葉の取引方法は、買主との直接取引を主体に、一部村内「世話人」を仲立ちとする取引である。買主の中には、「乗合」による共同購入もみられる。桑葉の取引単位は、大別して畑売りと重量取引があり、前者は比較的規模の大きい取引で、後者は小規模・零細取引である。明治34年の取引単位の大多数は、10円以下、特に2、3円以下の零細取引であった。正田家の桑葉売却時期は、主に吐蚕期の4、5齢期に集中する。明治30年代に入り継続的な桑葉買主の半数が、正田家小作人であった。正田家の『非常災害珍事記録簿』によれば、桑葉相場は、明治36年より38年までの2年間に4倍以上に高騰する。この背景には、桑園への施肥を切り詰めたり、桑樹の植替えを等閑にすることによる桑園荒廃或いは桑園減少が相場形成に拍車をかけていた事実を看過することができない。桑葉相場の上昇は、養蚕農民を買桑依存から桑園小作地の借り入れ拡大を促すことになる。「第3期」の桑葉売却において特徴的な現象として、秋蚕桑葉の取引が生じる。秋蚕飼育の拡大に伴う秋蚕用桑需要の増加に対応した正田家の秋蚕桑供

給の開始である。しかもこの秋蚕桑販売は、「秋春」用桑として一括売却を含む。正田家小作人の中には、同家桑売世話人をつとめ、正田家の桑園経営から生ずる余剰桑葉の販売＝流過程を担う一方で、地主＝正田家から小作養蚕経営を補完する生産資料＝桑苗、桑葉の提供を受ける。また正田家は、挽割麦、小麦粉、白米などの食料のほか、木炭、竹などの生活資料、各種の種苗、農工産物などの生産・商業資料の譲渡・貸与を行ったり、「麦マキ手間料」、小麦挽賃＝「臼代」、「桑原ウナイ料」、真綿手間代などを支払う。逆に正田家は、彼らより麩、水油、絹糸、葱種、粉糖、長蕨、蚕種、種粕などの生活用品、生産資料を購入することもあった。

正田家と同家小作人以外の桑葉買主との取引・金銭貸借関係についてみると、正田家に繭、蚕種、粕などを売渡した、糸繭商、蚕種商、肥料商等の各種小売商は、兼業養蚕業の蚕飼料（＝桑葉）を上層農民の桑園経営主＝正田家から供給を仰ぎ、また「時貸」などの形で資金提供を受ける場合もあった。

正田家は、村内中・上層農民の一部からは、不足桑葉の購入のほか、各種農産物の取引と共に資金の借用を行っていた。

如上、正田家は、「第1期」、「第2期」に続き、同家小作人のほか村内外の零細耕作農民に養蚕資金、営業資金、生活資金等を融通したり、絹織物製織準備工程の1つである真綿賃掛け、麦蒔き、桑畑耕耘などの雇傭関係を結ぶほか、各種農産物の売買や余剰桑葉を信用取引にて供給するなど、彼らの生活と生産・流過程に深く関与していた。

## 註

- (1) 正田家の明治初・中期の農業経営、特に蚕糸業経営については、拙稿「蚕糸業経営の史的分析」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第32号、1998年）で、また明治後期～大正初期までの正田家の養蚕・製糸業については、拙稿「1900年代前後の養蚕農民の経営構造分析」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第34号、2000年）において明らかにしている。本稿使用の正田家史料は、上記拙稿後者に記載の各年『金銀出入覚帳』（正田家文書）を中心とする。
- (2) 明治初期に埼玉県では県内二大絹織物のうち、生絹は年間およそ69,600疋、生太織同21,600疋の産出をみる。生絹については、中でも榛沢郡が21,800疋を生産し、秩父、児玉、比企、入間各郡を押え、県内随一であった（林玲子「関東生絹の流通構造」『土地制度史学』第21号、1963年、58頁・第2表参照）。
- (3) 前掲林玲子「関東生絹の流通構造」55～59頁。明治初期の秩父郡では、郡内66ヶ村で年間およそ生絹9,200疋（榛沢郡に次いで第2位）、生太織1,300疋を産出していた。最近の研

- 究では、18世紀後半から、秩父絹の三工程未分離の一貫生産と併存する形で、生産工程分化が徐々に進んでいたことを指摘している（平野哲也「秩父絹の生産と流通に関する一考察」『歴史地理学調査報告』第7号、筑波大学歴史・人類学系歴史地理学研究室、1996年）。
- (4) 『新編埼玉県史』通史編5、埼玉県、1988年、885～886頁。同書には、羽二重825反とあるが、825貫の誤りであろう。
- (5) 明治42年に「平絹類」生産は、入間郡282,102反（796,456円）、大里郡174,145反（348,280円）である（明治42年『埼玉県統計書』164頁）。両郡で埼玉県の「平絹類」総生産高の8割を占めるが、価格＝品質差が生じていた。入間郡産出の平絹1反の平均価格（2円82銭余）は、大里郡産出のそれ（1円99銭余）と比べ、3割高い。
- (6) 拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」（『埼玉県史研究』第14号、埼玉県、1985年）10、11頁・第6表参照。
- (7) 『自明治三十年至明治四十年 第一種統計 第八号』新会村役場。新会村に絹織物以外の絹綿交織物、綿織物などの機業戸数は、記録上存在しない。
- (8) 明治33年『埼玉県統計書』170頁。
- (9) 前掲『自明治三十年至明治四十年 第一種統計 第八号』新会村役場。
- (10) 大里郡教育会編『新会村郷土誌』1913年。『新会村誌』（1923年）15頁に、新会村では明治37年頃より伊勢崎・足利等機業（＝元機）の賃織が流行すると記述しており、新会村は、伊勢崎機業圏や足利機業圏などと重複した機業圏域に包摂された可能性がある。
- (11) 同上。
- (12) 前掲『新会村誌』14頁。
- (13) 『自大正三年至大正六年 第三種統計 第八号』大里郡新会村役場。大正5年の新会村産出の平絹・太織の「職工費」、「売却代」共に高すぎる嫌いがある。
- (14) 正田家の自家用製織分は、正確には明らかでない。正田家は、羽織仕立代として明治30、32年にそれぞれ20銭、28銭を支出し、明治35年には袴仕立賃18銭、同39年に着物仕立代80銭を支払っており、この生地が正田家の製織に係るものか、購入に依るものか定かではない。
- (15) 『織物染色辞典』（増訂版）、織物染色文化研究所、1977年、226頁。
- (16) 『織物資料（明治42年）』（『新編埼玉県史』資料編21、埼玉県 1982年、所収）777～778頁。以下同資料参照。
- (17) 正田家は、明治30年5月9日に「ハタ二反折<sup>(77)</sup>手間代金」として川田玉吉に50銭を支出しており、生絹売却のない同年に自家用として賃機による生絹製織を行っていた可能性もある。これが生絹とすれば、織賃1反当たり25銭は、明治13年のそれと同額である。
- (18) 前掲『新編埼玉県史』資料編21、270～271頁。

- (19) 明治38年『埼玉県統計書』119～120頁。『埼玉県統計書』において、絹織物製造費調査項目は、明治38年が初発である。
- (20) 前掲『織物染色辞典』（増訂版）、733頁。
- (21) 1疋重量「百匁内外」の太織の等級は、大里郡域において「目方ノ軽重ニ拘ラス布面平滑ニシテ厚薄ナク尺幅完全ナルモノヲ最良ト」し、「之ニ亜クラ中品トシ其次ヲ下品」としていた（前掲『新編埼玉県史』資料編21、268頁）。
- (22) 明治25年『埼玉県統計書』166頁。
- (23) 前掲『新編埼玉県史』通史編5、457頁。
- (24) 辻本芳郎・北村嘉行・上野和彦編『関東機業地域の構造変化』大明堂、1989年、38頁。
- (25) 明治38年『埼玉県統計書』120頁。
- (26) 『乙未明治廿八年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』（正田家文書）。
- (27) 記載漏れてないとすれば、明治35年は、秋蚕不作から太織製織のない年となったようである。但し、同年11月5日に真綿掛賃13銭5厘の支出がみられる。「三十割」としても真綿45目にすぎない。自家用若しくは翌年に使用されたのであろうか。
- (28) 各年の太織疋数は販売年度ではなく、製織年度により集計。
- (29) 正田家の太織賃機は、史料上明治16年度の2疋のみで、この「手間代」として村内の正田家小作人・正田久太郎の母親である正田マツに50銭を支払う。
- (30) 仮に真綿100目当り掛賃が、明治34、35年が30銭、明治38年が40銭であれば、それぞれ180目、45目、85目になり、同じく大正2年が50銭、大正4年が55銭であれば、それぞれ100目、140目になる。
- (31) 正田家は、明治33年11月14日に秩父太織1反（代金2円20銭）を購入している。この金額は、同年に正田家が売却した太織最高価格（反当り2円20銭）と一致し、最低価格（反当り1円50銭）と平均価格（反当り1円87銭余）を大幅に上回る。秩父地方産出の太織と正田家製出の太織との品質・価格差を如実に示すといえよう。明治33年『埼玉県統計書』によれば、秩父郡製出の「紬太織」は平均反当り4円21銭余であることから、正田家購入のこの太織は秩父縞・銘仙ではなく、生太織であろう。
- (32) 前掲『新編埼玉県史』資料編21、272頁。
- (33) 正田家は、大正2年に入り早々村内のかつての同家小作人であった八ッ田某より高機を借用し、同年2月2日に「バツタン 三十日分 御礼」として30銭を支払う。正田家では大正4年12月24日に「バツタン、杼壺丁」15銭を支出しており、同年までに高機の購入を行っていたようである。新会村においては、明治37年頃より伊勢崎機業圏に組み込まれるにつれて「バツタン」の使用が次第に普及するようになる。

- (34) 前掲『織物染色辞典』（増訂版）、608頁。
- (35) 同上。
- (36) 大日本産業調査会編『大日本産業総覧』1914年、92頁。
- (37) 明治23年『埼玉県統計書』137頁。以下各年『埼玉県統計書』による。
- (38) 前掲『大日本産業総覧』92頁。
- (39) 神立春樹『明治期農村織物業の展開』第2版、東京大学出版会、1975年、135～140頁。
- (40) 明治38年『埼玉県統計書』120頁。同年「糸代」以外の「製造費」のうち、「糸返代」を除き「職工費」、「糊付整理代」等は、大里郡が管内最少である。斜子の製造費調査項目がないため、羽二重のそれで代用する。
- (41) 同上。大里郡以外の羽二重1疋当たり「純益」は、管内＝埼玉県平均57銭3厘、入間郡1円77銭、北埼玉郡75銭である。
- (42) 前掲『自明治三十年至明治四十年 第一種統計 第八号』新会村役場。
- (43) 明治32年『埼玉県勸業年報』及び各年『埼玉県統計書』参照。明治33年の斜子価格は、埼玉県1疋平均17円95銭余、入間郡1疋平均18円である。
- (44) 明治38年に正田家において、9月24日に秋蚕玉繭1斗8升（乾繭－生繭換算2斗2升5合）を5円20銭にて売却しており、同年9月5日に売却した秋蚕生繭10貫目（代金45円）と比較すると、玉繭（1斗＝1貫換算）は上繭の半額となり、玉糸を用いた玉斜子と優良生糸を使用した斜子の価格差と一致する。
- (45) 深谷町の斜子販売先としては、明治34年に斜子1疋（代金16円）を村田留吉に、同38年には屑繭と共に斜子1疋（合計代金22円）を田島屋にそれぞれ売渡す。田島屋へは、同年このほかに春蚕上繭、ホクソ、熨斗糸、屑繭などを売却している。
- (46) 『大正貳年 萬覚帳 第壹月吉日』（正田家文書）に、正田家より梅沢直次郎・金子利平へ大正2年6月15日に売却の春蚕生繭52貫20目については、「大里出」と記されており、また『大正二年 金銀出入萬覚帳 第壹月一日』（正田家文書）には、同年6月15日に「二人ニテ深谷町及ビ大里製糸場迄二回分」として「繭荷出費用」50銭を支出していることから、両名は明治33年8月近村明戸村に設立の大里製糸合名会社（資本金6,000円）の購繭人であった可能性もある。但し、翌年以降両者との取引は消失する。
- (47) 正田家は、村田留吉より木炭を明治28～36年に略連年購入している。
- (48) 埼玉県において「織元」は、北足立郡、入間郡、北埼玉郡のほかは、児玉郡、北葛飾郡、南埼玉郡、比企郡に僅かに存在するのみで、大里郡には皆無であった。ここでは、大里郡における如く絹織物業において「織元」の発生・発展を制約した要因を探ることにしたい。
- (49) 関根久蔵編『埼玉県蚕糸業史』埼玉県蚕糸業協会、1960年、64～65頁。以下同書による。

- (50) 拙稿「埼玉県の桑市場と桑園経営について」(『わたしたちに刻まれた歴史－追想の古島敏雄・百合子先生－』新制作社、1996年) 211～212頁。
- (51) 前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」6～8頁。
- (52) 明治32年の正田家桑葉売却代金については、『己亥明治三十二年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)に「桑代金四拾八円五拾銭」と一括表示してあるが、少なすぎるように思われる。
- (53) 各農民階層は、『明治17年改定 高島村地所持高一人別合計帳』中瀬村連合戸長役場、『明治16年 第1期第2期地稅徵収簿』新戒村戸長役場による。史料年度との時間差はあるが、大略の目安となろう。
- (54) 正田家史料上、最小限明治16～19年に正田家小作人として成塚村の栗原熊次郎がいたが、栗原熊太郎(新会村字成塚在)はその令息或いは兄弟である可能性がある。
- (55) 正田家に残存する小作帳において明らかな限り、正田豊吉と笹井庄太郎が明治37年に、久保田久作が明治19年～25年にそれぞれ正田家小作人である。
- (56) 『辛丑明治三拾四年 金銀出入覚帳 第壹月吉日』(正田家文書)。
- (57) 6回に分けた桑樹切出しは、8月30日8貫100目、8月31日正味8貫500目、9月1日正味8貫900目、9月2日正味9貫100目、9月3日正味6貫500目、9月4日正味6貫400目である。
- (58) 『明治参拾七年 畑方小作取立帳 甲辰壹月吉日』(正田家文書)において、正田家の桑畑契約小作料(増租前)は、倉上某が畑6畝26歩で6円、萩原某が畑6畝歩で5円、正田某が畑5畝19歩で5円であることから、桑畑1反歩契約小作料は、8円台になる。
- (59) 西田才五郎(元延元年3月19日生)は、明治39年より新会村の常設委員、区長、村議會議員等を歴任する。
- (60) 翌明治36年は、桑葉販売が一括金額表示であり、翌々37年については正田家史料の欠如のため知る術がない。
- (61) 「埼玉県大里郡小作慣行調査書」埼玉県立文書館所蔵文書、大 145-2。
- (62) 『丙申明治廿九年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。
- (63) 各年『金銀出入覚帳』(正田家文書)。
- (64) 『庚子明治三十三年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。
- (65) 同上正田家史料では、正田家の桑葉売却先としてこの笹井(庄)のみを記しているが、その他に同年6月15日「桑礼」として野村多七と八ッ田熊太郎にそれぞれ1円50銭、50銭を支出している。桑売り世話人が2名いること、通常桑葉世話料は、桑葉残金受領後に支払うことから、明治33年には笹井(庄)以外にも桑葉買主は、2名以上存在していたであろう。桑

葉世話料を桑葉代金の2%とすると、100円の桑葉売却があったことになり、明治33年には正田家の桑葉販売総額は、笹井(庄)分と合わせて140円を越すことになろう。

(66)『辛卯明治二十四年 畑方小作帳 第一月吉日』(正田家文書)、『壬辰明治廿五年 畑方小作帳 第一月吉祥』(正田家文書)、『明治参拾七年 畑方小作取立帳 甲辰壹月吉日』(正田家文書)。

(67) 前掲「埼玉県大里郡小作慣行調査書」埼玉県立文書館所蔵文書。

(68)『明治参拾六年 金銀出入覚帳 第壹月吉日』(正田家文書)に、正田(満)の明治35年度分小作大豆不納1石3升(代金8円24銭)と記している。正田(満)が明治20年代後半から30年代にかけて継続して正田家小作人であることを裏付ける事実と看做し得よう。

(69)『明治二十三年 萬臺簿 第一月 日』(正田家文書)。以下、『金銀出入覚帳』以外の各種農産物の譲渡・貸付に関する記述は、この史料に依っている。

(70) 前掲拙稿『蚕糸業経営の史的分析』247頁において、正田家と川田近太郎の桑葉取引は明治24年が初見であると述べていたが、訂正したい。

(71) 正田家は、明治35年7月27日に同家小作人(一小作帳上では明治37年)の田部井平三郎から、生糸40目(代金1円82銭)を買入れ、同日同人へ小麦種2升(代金15銭5厘)、引割1斗(代金83銭)を売渡している。田部井の生糸売却量等から斟酌して、同人は糸繭商人ではなく、養蚕・製糸農民であろう。

(72) 正田家に残る小作帳には、持田安五郎の名前は記されていないが、桑畑耕耘に伴う手間代支払いを記述している『明治二十三年 萬臺簿 第一月 日』(正田家文書)に、「桑畑ウナイ料」と明治31年度の小作金を相殺した旨の記録があることから、小作継続期間は明らかではないが、少なくとも同人が明治31年に正田家小作人であったことは確かである。

(73) 正田家は、明治31年9月9日に倉上作次郎へ「流失見舞」30銭を支出しており、この天災=台風による家屋流失によって、生活・営業資金などの不足が生じていたようである。

(74) 正田家は、倉上フサ(・シマ)に明治28、32、34年に真綿掛手間代を支払っており、倉上フサ(・シマ)が倉上作次郎の妻子(又は母)であるとすれば、倉上家は長期に亘り正田家の真綿賃掛を行う。

### 〈編集後記〉

新学期が始まり、授業と会議に追われ、早くも息切れがしているのは私だけでしょうか。それにつけても、大学の内外問わず、「改革」の時代の中で教員としての自分を考える機会はあるに増えていますが、「研究者」としての自分はどこに、大学はそのまま予備校化してしまうのか、などと考える今日この頃です。

そんな中での月報の編集、論文の内容について言及することはできませんが、読みながら、かつて養蚕の地として名を馳せた群馬県出身の私としては、幼い頃の風景がよみがえり、タイムスリップした思いでした。

(KH)

---

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 古川 純

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561

---